

第2次 伊那市環境基本計画
兼 伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

—中間見直し版—

令和7年3月

伊那市

あいさつ



伊那市は、長野県の南部に位置し、南アルプスと中央アルプスの二つのアルプスに抱かれ、市の中央部を天竜川と三峰川が流れる豊かな自然と歴史・文化に育まれた自然共生都市です。

この豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、2020年（令和2年）に「第2次 伊那市環境基本計画」を策定し、「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」を目指すべき姿に、「豊かな自然との共生」「環境にやさしい循環型社会の実現」「快適な暮らしを創る都市環境の形成」「持続的な環境保全に向けて」を柱として、市民、事業者、行政が連携し、それぞれの役割を明確にする中で、環境保全や地球温暖化防止、環境負荷低減などに取り組んできました。

本計画は、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間の計画で、2024年度（令和6年度）を中間年度として計画の見直しを行うことになっているため、世界中に大きな打撃を与えた新型コロナウイルス感染症の流行や地球規模での2050年カーボンニュートラルに向けた取組みの強化、ロシアとウクライナの戦争、物価の上昇など、市民生活に大きな影響を与えた社会情勢の変化を踏まえ、計画内容の改定を行いました。

本計画が市民の皆様浸透し、さらに取組が実践されますよう一層のご理解、ご協力と、積極的なご参加をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、ご指導いただきました皆様、貴重な意見を頂きました皆様に心より感謝申し上げます。

2025年（令和7年）3月

伊那市長 白鳥 孝



目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の期間	1
4 計画を推進するための各主体	2
5 第1次伊那市環境基本計画の総評	2
6 地球環境の保全への意識	3
第2章 伊那市における環境の現状	4
1 概要	4
2 自然環境	4
(1) 気象	4
(2) 地形	7
(3) 動植物	7
3 生活環境	7
(1) 水質	7
(2) 大気	8
(3) ごみ	8
(4) 交通	8
第3章 計画の体系	9
1 伊那市環境基本計画が目指すべき姿	9
2 構成要素	9
(1) 基本目標	9
(2) 重点プロジェクト	10
(3) その他	10
3 計画の位置づけ	11
4 計画の体系	12

第4章 計画達成の取組	13
【基本目標】 1 豊かな自然との共生	14
【個別目標】 1-1 市内河川の水質改善	14
【個別目標】 1-2 良好な水辺の確保	17
【個別目標】 1-3 山岳環境の保全	19
【個別目標】 1-4 森林環境の保全	22
【個別目標】 1-5 多様な生態系の維持	24
【基本目標】 2 環境にやさしい循環型社会の実現	
兼 伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）	28
【個別目標】 2-1 温室効果ガスの排出量の削減	33
【個別目標】 2-2 省エネ・節エネの促進と実践	37
【個別目標】 2-3 エコドライブ・公共交通機関などの利用促進	39
【個別目標】 2-4 再生可能エネルギーの導入と推進	41
【個別目標】 2-5 森林資源と水資源のエネルギー化への取組	43
【個別目標】 2-6 住みよい住環境の維持	45
【基本目標】 3 快適な暮らしを創る都市環境の形成	47
【個別目標】 3-1 暮らしやすい住環境の維持	47
【個別目標】 3-2 ごみ減量化の推進	49
【個別目標】 3-3 ごみの資源化やリサイクルの推進	52
【個別目標】 3-4 不法投棄・ポイ捨ての防止	54
【個別目標】 3-5 衛生施設の適正な維持と管理	56
【基本目標】 4 持続的な環境保全に向けて	58
【個別目標】 4-1 環境教育の機会の提供と実践	58
【個別目標】 4-2 住民参加型の環境施策の推進	60
第5章 重点プロジェクト	62
【重点プロジェクト】 伊那から減らそうCO ₂ !! ～低炭素社会の実現に向けて～	62
【重点プロジェクト】 すすめようプラごみの削減 ～使い捨てプラから代替製品へ～	64
【重点プロジェクト】 はじめよう食品ロスの削減	
～ムダのないライフスタイルの実践～	65
第6章 計画の管理	66
資料編	67
○伊那市環境基本計画 管理指標実績	68
○伊那市環境保全条例	69
○伊那市環境保全条例施行規則	78

1 計画策定の背景

伊那市環境基本計画は、平成21年（2009年）3月に令和2年（2020年）3月を目標年次とした長期計画として策定し、平成27年（2015年）4月には中間見直しを行い、環境保全の方向性を示すものとして取り組んできました。

この間、第1次総合計画が目標とする自然と人が共生し、様々な産業が自然と調和して発展するまち「二つのアルプスに抱かれた自然共生都市」を目指し、自然を基調とした様々な施策を行ってきました。

世界的な流れをみると、平成27年（2015年）12月にパリで開催されたCOP21において、令和2年（2020年）以降の地球温暖化対策を定めた国際的な枠組み“パリ協定”では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追及すること」が掲げられました。このような状況の中、平成28年（2016年）には伊那市二酸化炭素排出抑制計画（伊那から減らそうCO₂!!）、平成30年（2018年）には伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定及び推進するなど、地球温暖化に対する対応策を講じてきました。

そして、平成31年（2019年）3月に第2次伊那市総合計画が策定され、また、伊那市環境基本計画が目標年次を越えることから、10年先の環境を見据え「第2次伊那市環境基本計画」を策定することとしました。

2 計画策定の目的

伊那市環境基本計画は、伊那市環境保全条例第3条の基本理念の達成に向け、市民・事業者・行政が積極的に参加・協力し、率先して環境の保全を実行していくことを目的としています。

なお、策定の根拠は、環境基本法（平成5年法律第91号）及び伊那市環境保全条例（平成18年伊那市条例第63号）第8条の規定によります。

【伊那市環境保全条例 第3条の基本理念】

- 環境の保全は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを楽しめるとともに、この環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに着目し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に配慮して行われなければならない。

3 計画の期間

伊那市環境基本計画は、令和2年（2020年）4月から令和12年（2030年）3月までの期間に係る環境の保全について、伊那市総合計画との整合を図りながら目標及び施策の方向を定めるものです。

なお、計画は、最新の科学的知見を元に気候変動の影響評価等の見直しを行う必要があるこ

とから、令和6年(2024年)において、目標および施策等に係る中間見直しを行う予定です。また、世界情勢の変化や最新知見等により、修正が必要であると判断される場合は、都度行うこととしています。

4 計画を推進するための各主体

計画を実行する主体は、全ての市民、事業者、行政としています。ただし、施策上の関連から学校、上伊那広域連合、伊那中央行政組合等の行政機関についても言及していることもあります。

5 第1次伊那市環境基本計画の総評

第1次伊那市環境基本計画は、「みんなで環境にやさしく住みやすい伊那市を築いていこう！」をスローガンに、4つの基本目標を据えて取り組んできました。特徴としては、自然環境や生活環境、地球環境を見据えて様々な取組の指標を掲載し、環境の問題解決を広く考えた計画でした。

なお、4つの基本目標の取り組み実績は、以下のとおりです。

○伊那市の美しい自然環境や景観を守っていこう！

- ・特有の景観を市域全体で守り育てていくために「伊那市景観計画」を策定し、届出が必要な行為や守るべき基準を定め、景観に調和したまちづくりを進めました。
- ・登山道の整備を行い、安全で快適な山岳観光整備に努めました。
- ・ハッチョウトンボの保護活動や外来生物への対応など希少種や在来種の保護活動を行いました。依然として一部の地域では特定外来生物等の生息域は拡大しています。
- ・伊那市50年の森林(もり)ビジョンを策定し、50年後の達成を見据えた取り組みを始めました。

○ごみを減らし、住みやすい生活環境を作っていこう！

- ・ごみ削減のため、分別の周知と徹底を図りました。
- ・上伊那クリーンセンターの稼働に向け、ごみの分別方法の変更や周知を行いました。
- ・宴会等での食べ残しを減らすため、3010運動を推進しました。
- ・住みやすい生活環境をつくるため、大気汚染・騒音の監視や適切な指導を行いました。

○ストップ地球温暖化！積極的に取り組んでいこう！

- ・再生可能エネルギーの推進に努め、小水力発電施設の建設支援を行いました。
- ・木質バイオマスの普及のためペレットストーブやペレットボイラーの新規導入を推進し、農業用施設や保育園、小学校の給食調理場等での導入を進めました。
- ・地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発に努めました。

○環境問題をみんなで学び実践していこう！

- ・小学校4年生に対して、環境副読本「地球にやさしいきれいな伊那市」の配布と子どもエコツアーの実施により、環境教育の充実を図りました。
- ・市内の再生可能エネルギー施設を巡る自然エネルギーツアーを実施し、取組の周知に努めました。

6 地球環境の保全への意識

伊那市環境基本計画は、市域環境のための計画ですが、環境保全条例の基本理念から地球環境の保全を意識することとします。その手段として、持続可能な開発のための 2030 アジェンダによる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）¹の一部の目標を意識します。※太枠がついている目標は、伊那市環境基本計画で意識している目標です。

	目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
	目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

[図] 持続可能な開発目標（外務省資料より引用）

¹ [SDGs] 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。持続可能な開発のための 17 のグローバル目標と 169 のターゲット（達成基準）からなる国連の開発目標である。基本理念は、「誰も置き去りにしない（no one will be left behind）」。

1 概要

長野県の南部に位置し、南東側は南アルプスを境に山梨県と静岡県に接し、西側は中央アルプスを境に木曾地域に接しています。市域面積は 667.93 km²で、松本市、長野市に次いで県下 3 番目に広く、東部に南アルプス国立公園、三峰川水系県立公園を、西部に中央アルプス県立公園（令和 2 年（2020 年）には国定公園化予定）を有しています。この 2 つのアルプスに抱かれた中央部には、標高約 600m の伊那盆地が開け、天竜川が三峰川やその支流を合わせて南下し、天竜川に交わる形で扇状地や段丘崖が形成されており、広大なパノラマが展開しています。

また、本地域は、内陸性気候で、年間の平均気温が約 12°C、日照時間も長く、夏期は冷涼、冬期は降雪の少ない住みよい環境にあり、地震や台風などの大きな災害が少なく自然環境に恵まれています。

交通面では、市の中央部を J R 飯田線が走り、中央本線・東海道本線に連絡しています。また、平成 18 年（2006 年）2 月に伊那木曾連絡道路（権兵衛トンネル）が開通した国道 361 号をはじめ、国道 152 号、同 153 号及び県道が縦横に走り、東西・南北が結ばれています。さらに、市の西部を E19 中央自動車道が南北に走り、首都圏及び中京圏から、ほぼ等距離に位置し、高速バスが都市間移動の交通として定着しています。平成 29 年（2017 年）9 月に E19 中央自動車道小黒川スマートインターチェンジが開通し、広域交通網の新たな要所となっています。

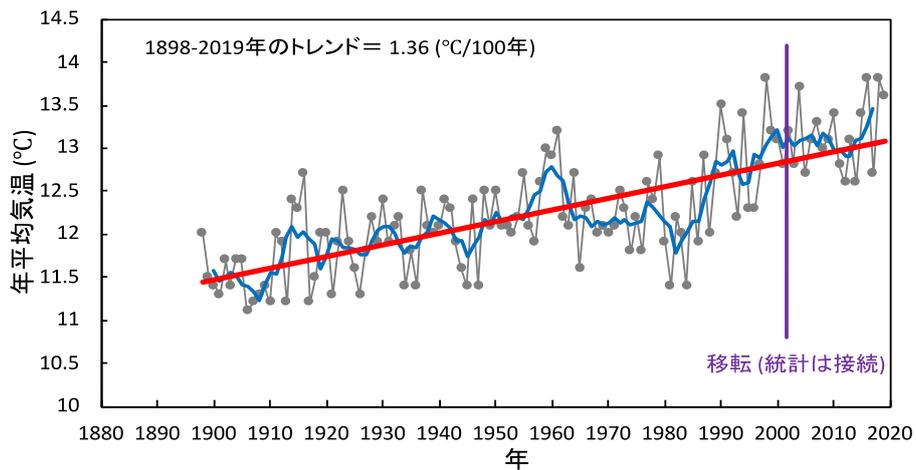
また、令和 9 年（2027 年）に開業が予定されているリニア中央新幹線の関連道路として位置付けられ、渋滞解消が期待される国道 153 号のバイパス建設や、市の東西を結ぶ環状北線・環状南線などの幹線道路の整備が進められるなど、交通面は新たな動きが加速しています。

2 自然環境

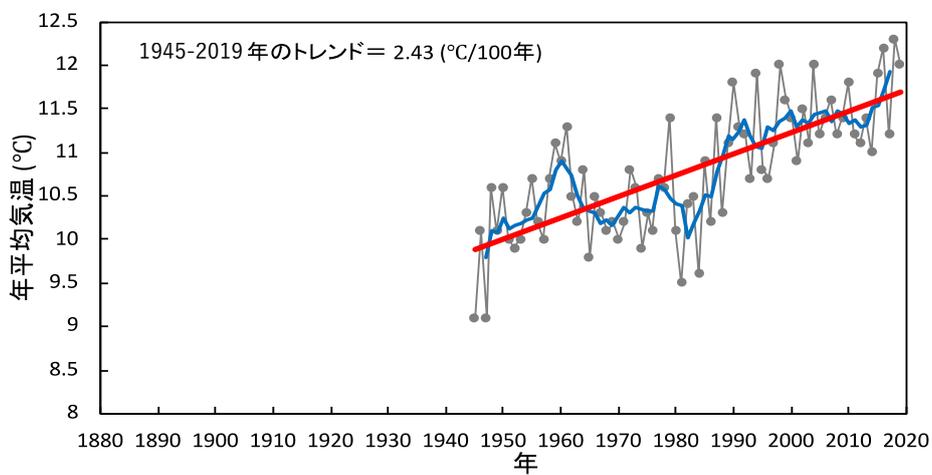
(1) 気象

東西に 3,000m 級の山岳を有し、中央部に天竜川や三峰川などが流れ、これらの川を中心とした盆地が開けている地域です。また、海洋から離れた内陸に位置しており、昼夜の寒暖差が激しい内陸型の気候となっています。地形は、標高が高く複雑であり、この地形上の特色がそのまま気温にもみられ、南にいくにつれてやや高くなり、天竜川を挟んだ東西については、東側がやや高い傾向にあるなど複雑な気温分布となっています。

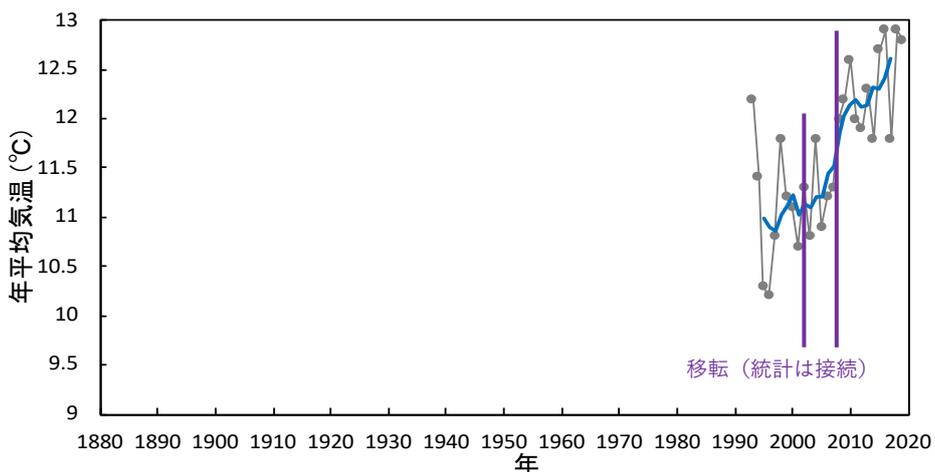
また、伊那市域において影響をもたらした風水害と地球温暖化の影響を関連付けるのは困難ですが、伊那市付近の特別地域観測所のデータでは、年平均気温が上昇していることが確認されています。



[グラフ] 飯田特別地域気象観測所の年平均気温



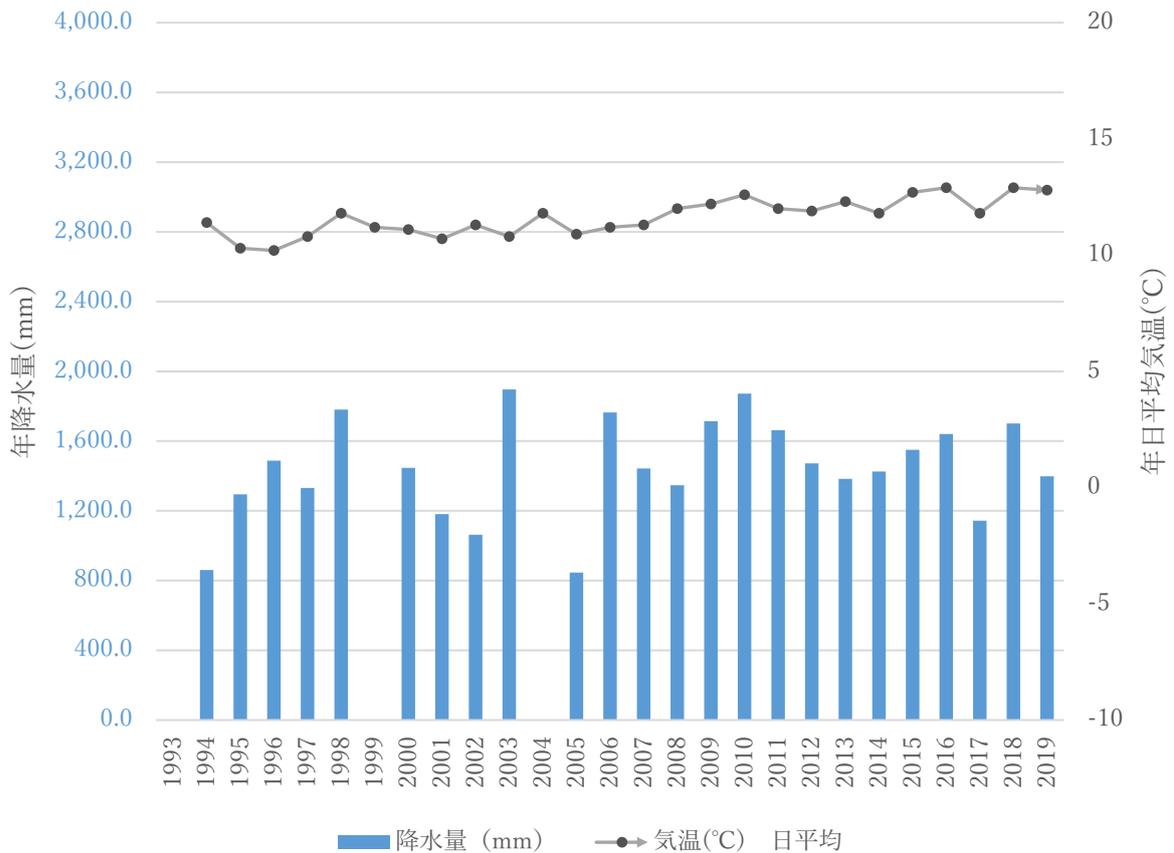
[グラフ] 諏訪特別地域気象観測所の年平均気温



[グラフ] アメダス伊那の年平均気温

※図の見方 細線(灰色)：各年の年平均気温・太線(青)：5年移動平均+
太線(赤)：長期的な変化傾向(有意水準 1%以下で有意)

※データ提供元 気象庁 (加工：信州・気候変動モニタリングネットワーク)



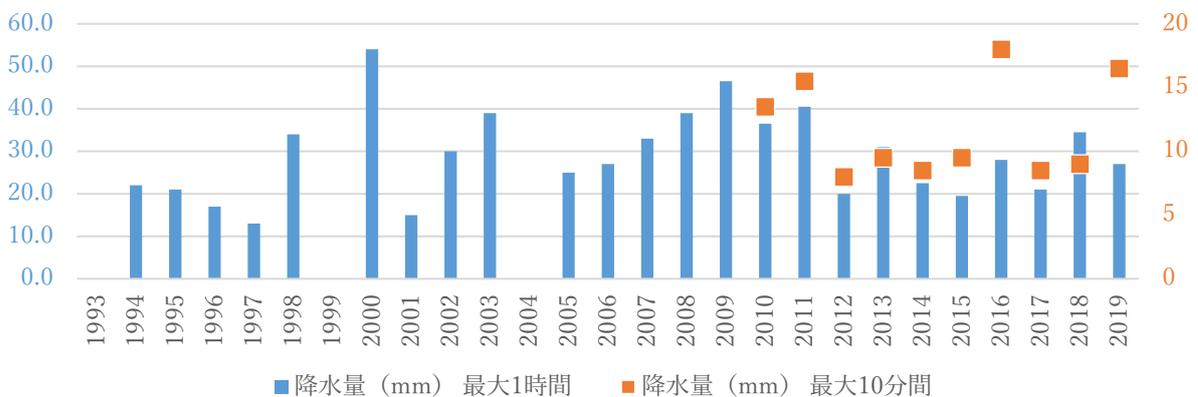
[グラフ] アメダス伊那の年降水量と年日平均気温

※図の見方

細線(灰色)：各年の年平均気温・太線(赤色)：傾向

棒グラフ(青色)：年降水量

・棒グラフが無い年は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている年です。(資料不足値)



[グラフ] 【アメダス伊那】最大1時間・最大10分間の降水量状況(1994-2019)

※データ提供元 気象庁(加工:伊那市)

(2) 地形

地形的には東西の3,000m級の山岳地帯、里山部分、三峰川とその支流の川沿いの地域、東西の山地に挟まれた平地部分（天竜川を含む）に分かれます。

南アルプスは、その地質的・地形的な特色から平成20年（2008年）に日本ジオパークに認定されました。また、平成26年（2014年）6月には、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指し、ユネスコエコパークに登録されました。

平地部分の地形の特色として、市内の中心に天竜川と三峰川の合流や小河川等による扇状地、河岸段丘や開析谷の存在があります。東西の山地から天竜川に向かって流れ出る中小河川は、扇状地を形成しましたが、さらに扇状地を浸食し開析谷を形成しています。そのため、天竜川の氾濫原を除いて、南北に走る道路はアップダウンを繰り返しています。

河岸段丘や開析谷の発達により形成された斜面は、広葉樹を中心とした樹林となっていて、市街地のすぐ近くに緑地がある伊那市独特の景観を作ってきました。あわせて、斜面緑地は動植物の生息生育空間やほ乳類などの移動空間（緑の回廊）となっています。また、それらの斜面緑地は、扇状地の末端に当たるため、湧水が多く、古くから人々の暮らしに利用されてきました。現在でも清水坂、清水町などの「清水」や「泉」が付く地名が散見できます。

(3) 動植物

山岳地帯から里地、里山まで大きな標高差があることから、多種多様な動植物相の生息生育が見られる地域となっています。

植物についてみると、山岳地帯では長野県希少野生植物指定種であるベニバナヤマシャクヤクやシナノコザクラ、里地・里山では一般的に生息する植物まで、多種多様な植物の生育が確認されています。

鳥類については、南アルプスのライチョウや、広大な山林を必要とするイヌワシ・クマタカといった猛禽類の生息も確認されています。また、中央アルプスでは、姿を消していたライチョウが発見され、この復活プロジェクトが始まり関心が高まっています。昆虫類については、ハッチョウトンボやホタルなど、地域の住民の活動による身近な里地での昆虫類の保護活動も盛んです。

しかし、生物相の変化などに伴う獣害の被害なども出ています。例えば里地・里山から山岳地帯では、以前は、ニホンカモシカによる獣害がありましたが、現在は、ニホンジカによる被害が急増してきています。また、天竜川周辺では、カワウやサギ類の増加、ブラックバスなどの外来魚の侵入が漁業に影響を与えています。植物においては、河川堤防や荒地では特定外来生物であるアレチウリやオオキンケイギク、三峰川の支流である黒川では、重点対策外来種であるブツレアが繁茂し、在来種に影響を与えています。

3 生活環境

(1) 水質

天竜川の水質は、諏訪湖に係る湖沼水質保全計画や諏訪湖創生ビジョンによる対応により、水質改善の取り組み効果が表れています。

三峰川は、天竜川と比較してより良好な水質を維持しています。また、市内を流れる小河川の水質は概ね良好な状態です。

水質事故に関しては、年数件のオイル流入事故等が発生しており、一層の注意喚起等が必要です。

(2) 大気

工場からの排気や自動車の排気ガスによる大気汚染は、国の規制強化や事業者等の改善により、以前に比べ発生件数は少なくなってきました。しかし、廃棄物の野焼きや悪臭などの小規模な大気汚染による苦情が、依然として寄せられています。

ここ数年、光化学オキシダントの注意報や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報はありませんが、発生時に備えて、県などの関係機関と連携した情報伝達訓練を実施しています。

(3) ごみ

平成 15 年（2003 年）4 月にごみの減量化、資源化を目的として、上伊那地域でごみ処理費用の有料化、プラスチック製容器包装の分別収集が導入され、資源ごみのリサイクルによるごみ減量や「3 R（リデュース・リユース・リサイクル）²」を推進してきましたが、これらの取り組みにより住民のごみ減量化、資源化に対する意識は根付いてきています。

平成 31 年（2019 年）4 月には流動床式ガス化溶融炉を備えた上伊那クリーンセンターが稼働したことにより、従来燃やせないごみであったプラスチックごみ等が燃やせるごみに分別されることとなったため、家庭から排出される燃やせるごみの量が増加しており、さらに、近年は事業所から排出される燃やせるごみについても増加傾向にあります。

また、不法投棄については、大型物品や大量の不法投棄件数は減少してきていますが、空き缶、家庭ごみ等のいわゆるポイ捨てなどは依然として無くなっていません。

(4) 交通

買物や受診などの移動手段としては自家用車の使用が多いですが、路線バスをはじめとする公共交通を運行するとともに、AI を活用した効率的な乗合タクシーである「ぐるっとタクシー」、「市街地デジタルタクシー」の運行や自動運転サービスの実証など、新産業技術を活用した取組も実施しています。

また、公共的な交通として、ボランティアによる輸送である「おのりな号」などが実施されています。

² [3 R（リデュース・リユース・リサイクル）] 3 R とは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3 つの R の総称です。Reduce（リデュース）は、製品をつくる時に使う資源を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすることで、Reuse（リユース）は、使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること、Recycle（リサイクル）は、廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用することです。

第3章 計画の体系

1 伊那市環境基本計画が目指すべき姿

「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」

[第2次伊那市総合計画が目指す市の将来像]

「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」とは、歴史や文化を「縦糸」に、自然を「横糸」にして、輝かしい未来を織り上げていく市の姿を描くとともに、様々な主体が連携し、創造を繰り返しながら、人の知恵や経験、技術と、自然の恵みである資源や、その活用による産業などが過去からの時間軸と地域間の枠を超えて循環することによって効果が生まれ、その効果が相互に作用して更なる効果を生み出す、そうした循環が連鎖する力強い市の姿を表しているものである。
(伊那市総合計画より)

第2次伊那市環境基本計画は、第2次伊那市総合計画（期間：令和元年度（2019年度）～令和10年度（2028年度））の目指すべき姿の達成に向け、自然環境、生活環境分野の個別計画として取り組みます。

そして、アルプスを源とする清らかな水と澄み切った空気、里山にかけて広がる多様な森林といった豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、市民、事業者、行政が連携し、知恵を出し合うなかで、自然との調和と環境の保全を図り、暮らしやすい環境の実現を目指します。

また、広大な森林が生み出す木材や豊富な水といった地域資源が新たなエネルギーを生み、地域内で消費されることにより再び森林などの整備保全につながるという、自立的な地域内循環の実現に取り組んでいくこと目指します。

2 構成要素

(1) 基本目標

【基本目標 1】 豊かな自然との共生

東西にそびえ立つアルプスから里山にかけて広がる多様な森林、力強い天竜川や清らかな三峰川を代表とする河川や美しい里地など、先人から受け継いだ当たり前前に存在する自然環境を次代に引き継ぐための取組を推進します。

【基本目標 2】 環境にやさしい循環型社会の実現

地域環境の保全と快適な生活環境の実現に向け、優良な水資源の確保や、公害の発生防止等に努め、環境に与える負荷の低減を図る取組を推進します。

また、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減していき、低炭素社会の実現や省エネルギー化を推進し、身近な地球温暖化対策の取組を推進します。

【基本目標 3】 快適な暮らしを創る都市環境の形成

限りある資源を大切にす循環型社会の構築を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進やごみの分別の徹底、不法投棄への対策などあらゆる面で環境への負荷を減らす取組を推進します。

【基本目標 4】 持続的な環境保全に向けて

自然豊かな住環境は、誰もが望むものであり次代に引き継いでいく取組が求められています。そのために環境教育の充実と住民参加型の環境施策の推進に取り組み、持続的な環境保全を行います。

(2) 重点プロジェクト

本計画には、特に重点を置き推進する「重点プロジェクト」を設けています。

- 伊那から減らそう CO₂!! ～低炭素社会の実現に向けて～
- すすめようプラごみの削減 ～使い捨てプラから代替製品へ～
- はじめよう食品ロスの削減 ～ムダのないライフスタイルの実践～

(3) その他

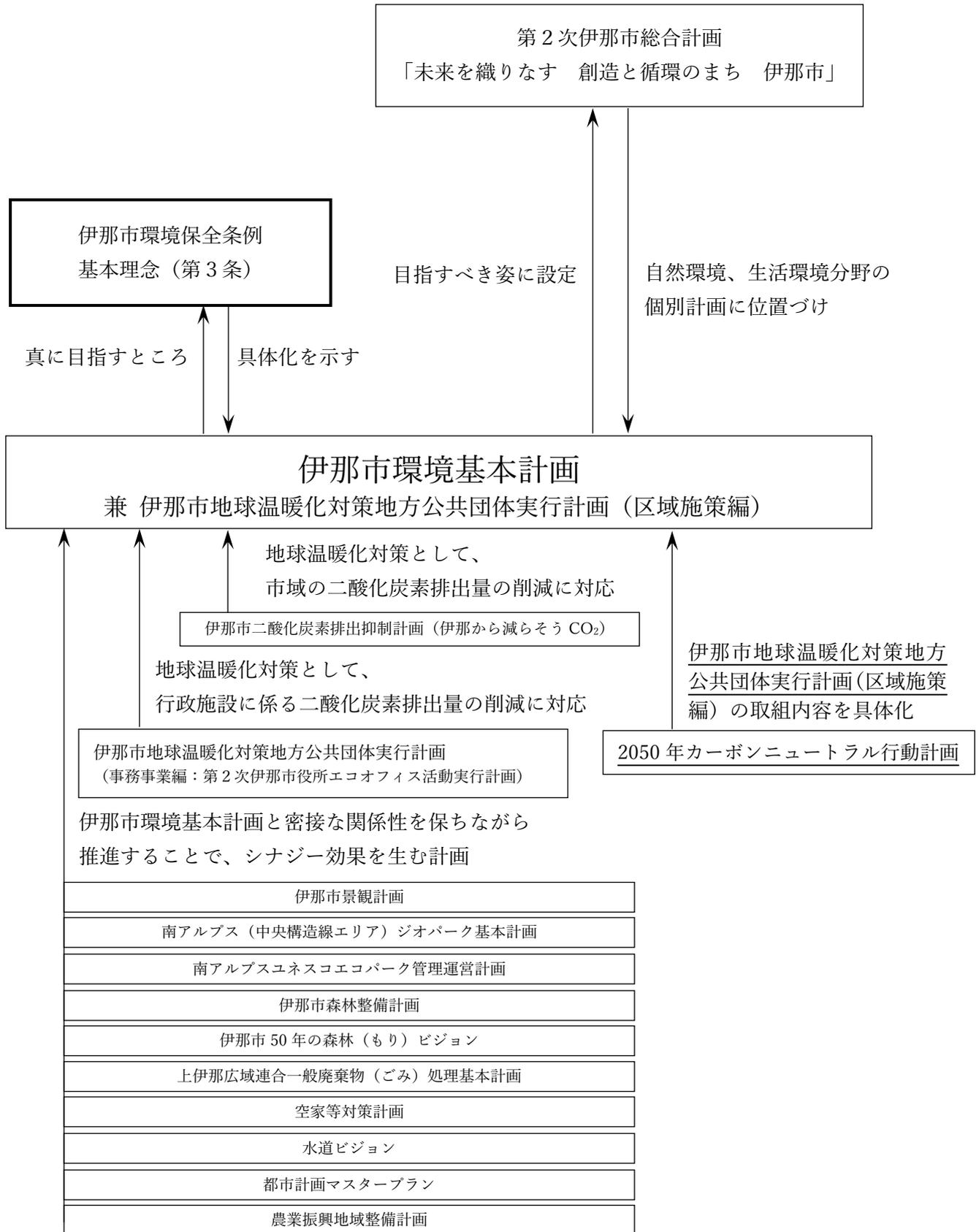
伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）は、伊那市環境基本計画と密接な関係があり、連携して実施する必要性があるため、主に基本目標 2 に取込むことで実効性を高めます。

また、環境に係る他の計画（伊那市二酸化炭素排出抑制計画（伊那から減らそう CO₂!!）、伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編：第 2 次伊那市役所エコオフィス活動実行計画）等と連携して推進します。

なお、気候変動適応法³（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく伊那市地域気候変動適応計画は、今後策定していきます。

³ [気候変動適応法] 気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれがあることから、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）として、推進していくために制定された法律。なお、この法律は、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と車の両輪の関係性である。

3 計画の位置づけ



4 計画の体系

目指すべき姿の実現に向け、4つの基本目標に沿って個別目標を設定します。
また、SDGsを意識するゴールを基本目標の欄に記します。

目指すべき姿	
「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」	
基本目標	個別目標
1 豊かな自然との共生  	1 市内河川の水質改善 2 良好な水辺の確保 3 山岳環境の保全 4 森林環境の保全 5 多様な生態系の維持
2 環境にやさしい循環型社会の実現 兼 伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）   	1 温室効果ガス排出量の削減 2 省エネ・節エネの促進と実践 3 エコドライブ・公共交通機関などの利用促進 4 再生可能エネルギーの導入と推進 5 森林資源と水資源のエネルギー化への取組 6 住みよい住環境の維持
3 快適な暮らしを創る都市環境の形成  	1 暮らしやすい住環境の維持 2 ごみ減量化の推進 3 ごみの資源化やリサイクルの推進 4 不法投棄・ポイ捨ての防止 5 衛生施設の適正な維持と管理
4 持続的な環境保全に向けて  	1 環境教育の機会の提供と実践 2 住民参加型の環境施策の推進
重点プロジェクト  	
伊那から減らそう CO ₂ ！！ ～低炭素社会の実現に向けて～ すすめようプラごみの削減 ～使い捨てプラから代替製品へ～ はじめよう食品ロスの削減 ～ムダのないライフスタイルの実践～	

伊那市環境基本計画を達成するために、個別の目標を設定しています。

<個別目標の見方>

めざす姿	各個別目標が、どのような将来を目指しているのか、そのイメージを浮かべてもらうため記載してあります。
現状と問題（課題）	現在の状態とめざす姿との相違や課題を整理しています。 [管理指標]は、10年後の取組の目標となる指標です。
各主体の取組	市民・事業者・行政が取り組んでいくための望ましい姿や参考にする行動例が記載されています。また、行政の取組では推進する施策内容も記載してあります。 なお、個別の目標間で再掲されている場合もあります。

【基本目標】 1 豊かな自然との共生

【個別目標】 1-1市内河川の水質改善

諏訪湖を源とする天竜川や南アルプスを源とする三峰川、市内各地を流れる小河川の水質維持と改善に努め、生活環境と生物多様性の保全を図ります。

めざす姿

魚が棲み、人が泳ぐことができる安全で良好な水質が保たれている。

現状と問題（課題）

- 下水道整備などの取組により天竜川の水質は改善しているが、さらなる改善のためには、諏訪湖の水質改善が求められている。
- 市内の小河川（16 か所）の水質検査の結果、河川により水質に差があるが、各河川の状況に応じた取り組みによる水質の維持向上が求められている。
- 河川において、長野県版レッドリスト（植物編 2014/動物編 2015）に掲載されている野生生物が、令和 11 年度（2029 年度）においても生息している状態を維持していくことが求められている。
- 「川遊び」のできる河川は、市内の水質環境の良さを表すものであり、今後も、「川遊び」を行うことができる水質を確保する必要がある。また、水質事故への対応力を備えておく必要がある。
- 農薬や除草剤、灯油、薬品などの流入による水質汚染を防止するため、使用に際しては、適正な使用や管理を心がける必要がある。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
長野県公共用水域水質（河川）の水質環境基準類型の達成（三峰川:水質類型 A）	達成	達成維持	

各主体の取組

[市民]

- 家庭からの排水は、下水道や合併浄化槽により適正に処理する。
- 環境に影響の少ない洗剤を使用するなど、家庭からの排水に配慮する。
- 農薬や除草剤などを使用する際には、環境に与える影響に配慮し、適正に使用する。
- 天竜川の源である諏訪湖の浄化や、源流域の森林保全に協力する。
- 河川を利用する際には、他者への配慮を心掛けながら利用する。
- 絶滅危惧種・準絶滅危惧種をはじめ河川に生息する動植物の適正な保護に努める。

[事業者]

- 水質汚濁防止に係る規制基準等にのっとり適正な排水管理を行う。
- 河川内や付近での工事等の際には、水質事故に注意する。
- 天竜川の源である諏訪湖の浄化や、源流域の森林保全にも協力する。
- 環境に影響の少ない洗剤や薬品を使用するよう努める。
- 危険物の流出といった緊急時においては、速やかに関係機関へ報告するとともに、迅速な対応を行う。
- 農薬や除草剤などを使用する際には、環境に与える影響に配慮し、適正に使用する。

[行政]

- 河川に生息する動植物の適正な保護のため、啓発活動を行う。
- 関係機関と連携を図りながら農薬や除草剤などの適正な使用の啓発を行う。
- 下水道や合併浄化槽の整備、普及を推進する。
- 河川の水質検査を継続し、市民などと協働し環境美化活動を実施する。
- 天竜川水系水質保全連絡協議会等と連携し、水質事故に備える。
- 不法投棄防止の啓発や取り締まりを行う。
- 工場排水等、水質目標の達成を目指す監視パトロールを行い、水質監視に努める。
- 源流域の森林を保全し、良好な水資源を確保する。
- 諏訪湖の浄化に向けて、上下流域が協働した取り組みの検討、実践活動を行う。
- 市有施設からの排水は、法令等を遵守し、基準に適合するよう適正な管理を行う。

= 河川水質の調査箇所のメモ =

○市が検査している箇所（16 か所）

戸谷川、下の窪川、棚沢川、小三峰川、冷田川、角川、沢渡川、中溝川、鳥谷川、古川、古川（西町）、白沢川、猪鹿沢川、町内排水（猪鹿沢川分水）、金井沢川、北の沢川

○長野県が検査している箇所

天竜川水系 1 か所、三峰川水系 2 か所、地下水関連 6 か所

= 令和 5 年度 指定河川 16 か所水質検査結果（採取令和 5 年（2023 年）8 月 29 日） =

No.	河川名	類型 ⁴	水温	透視度 ⁵	pH ⁶	BOD ⁷
1	戸谷川	B	22.0	30	7.5	1.4
2	下の窪川	A	22.5	30	8.2	1.1
3	棚沢川	B	19.0	30	8.2	1.2
4	小三峰川	B	24.5	30	8.4	1.2
5	冷田川	B	24.0	30	8.4	1.3
6	角川	B	23.5	30	7.2	12.0
7	沢渡川	B	19.0	30	7.0	9.1
8	中溝川	B	19.0	30	7.7	1.6
9	鳥谷川	B	23.0	30	7.7	0.5
10	古川	B	22.5	30	7.6	1.0
11	古川（西町）	B	19.5	30	7.9	0.6
12	白沢川	A	21.5	30	7.9	0.5
13	猪鹿沢川	A	21.0	30	7.9	0.8
14	町内排水（猪鹿沢川分水）	A	22.0	30	8.0	0.7
15	金井沢川	A	24.5	30	8.1	0.9
16	北の沢川	A	31.5	30	8.1	7.0

⁴ [類型] 生活環境の保全に関する環境基準より。AA、A、B、C、D、E の 6 類型。AA が最良。

⁵ [透視度] 水の清濁を表現するために使用される指標である。透視度が高い水ほど、水が澄んでいることを意味する。

⁶ [pH] 水素イオン指数。7 付近は中性。7 より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性。

⁷ [BOD] 生物化学的酸素要求量。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、特定の物質を示すものではない。一般に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪いと言える。

【個別目標】 1-2良好な水辺の確保

市内河川や農業用水路といった身近な水辺の良好な環境を考え、行動します。

めざす姿

ごみがなく、様々な生物が棲む親しみやすい水辺となっている。

現状と問題（課題）

- きれいで良好な水辺は伊那市のシンボルであり、河川内や堤防等にごみのない美しい環境を維持することが求められている。
- 各種団体が主体となって河川のごみ拾い活動を実施することにより、参加者の環境意識が向上し、良好な水辺の維持に結びついているため、引き続き取り組む必要がある。
- 市民が水辺に親しむことのできる環境が求められている。
- 市内には蛍やサワガニが生息する水路などが存在しているが、今後も、生物多様性（遺伝的多様性）に配慮しながら、水生生物の保護育成を図る必要がある。
- 天竜川では、ブラックバスなどの特定外来生物⁸の生息が確認されているため、駆除を行いつつ、在来種等の生育環境を維持していく必要がある。
- 市域では多くの特定外来生物が確認されていることから、在来種、希少種の維持・保護のため、防除や侵入を防ぐ活動を実施していく必要がある。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
環境美化活動の実施（天竜川・三峰川）	1回/年	2回/年	事業者等が実施するもの
環境美化活動の実施（小河川・農業用水路）	2回/年	2回/年	市や管理団体が呼びかけ実施するもの

⁸ [特定外来生物] 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものが指定されている。

各主体の取組

[市民]

- 蛍の観察会や河川で行うイベントに積極的に参加し、河川に出かけ、親しむ機会を増やす。
- 地域が行う環境美化活動や河川環境の保全活動、特定外来生物（アレチウリ等）の除去活動に積極的に参加する。
- 水辺に親しむことと合わせて、水辺に潜む危険について学ぶことにも努める。
- 良好な水辺を維持するため、ポイ捨てや不法投棄は絶対にせず、ごみ拾いなどの地域活動に積極的に参加する。

[事業者]

- 河川工事の際には、水辺環境への影響を考慮する。
- 地域が行う環境美化活動や河川環境の保全活動、特定外来生物（アレチウリ等）の除去活動に積極的に参加し、実績をCSR⁹活動として広く周知する。
- 資材等の整理整頓を徹底し、河川内への散乱を防止する。
- 産業廃棄物などは適正に処理を行い、絶対に不法投棄は行わないようにする。

[行政]

- 不法投棄やポイ捨て禁止について啓発を行う。
- 水環境イベントなどの開催や広報により、環境の保全の大切さや、水辺に親しむ際に潜む危険などについてPRする。
- 市民や事業者などと連携し、環境美化活動などを実施する。
- 特定外来生物の駆除などについて広報により周知を図る。
- 河川などにおける安全性を確保し、誰もが親しめるよう水辺環境を整える。
- 河川工事の際には、自然護岸など環境に配慮した工法を検討する。

⁹ [CSR] 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）。企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的（ボランティア）に社会に貢献する責任のことである。

【個別目標】 1-3山岳環境の保全

次代のために南アルプス国立公園及び中央アルプス国立公園の環境保護と山岳に親しむ活動を行います。

めざす姿

山岳域の希少な動植物が保護され、共存している。

現状と問題（課題）

- 東西にそびえたつアルプスの山並みは、自然豊かな伊那谷の象徴であり、美しい山岳環境を次代に引き継ぐことが求められている。
- 山岳環境の保護と活用に向けた、ユネスコエコパーク・日本ジオパーク等の枠組みは有効であり相乗効果が見込めることから、今後も継続していく必要がある。
- 山岳観光の推進に向け、登山道や標識の整備など、山岳と人の距離を縮めることと併せて、自然保護のために携帯トイレ携行やマナー向上への啓発活動が必要である。
- 高山・亜高山帯等において、ニホンジカによる植物相及び植生への影響が顕在していることから、希少種の保護のため、保全対策を継続していく必要がある。
- 山岳域において、長野県版レッドリスト（植物編 2014/動物編 2015）に掲載されている野生生物が、令和 11 年度（2029 年度）においても生息している状態を維持していくことが求められている。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
登山者のマナー向上のための広報の充実	1 回/年	継続	Web ページ作成（充実）を含む
山岳観光者等の携帯トイレの携行率	-	50%	観光者へ聞き取り等により把握する

各主体の取組

[市民・事業者]

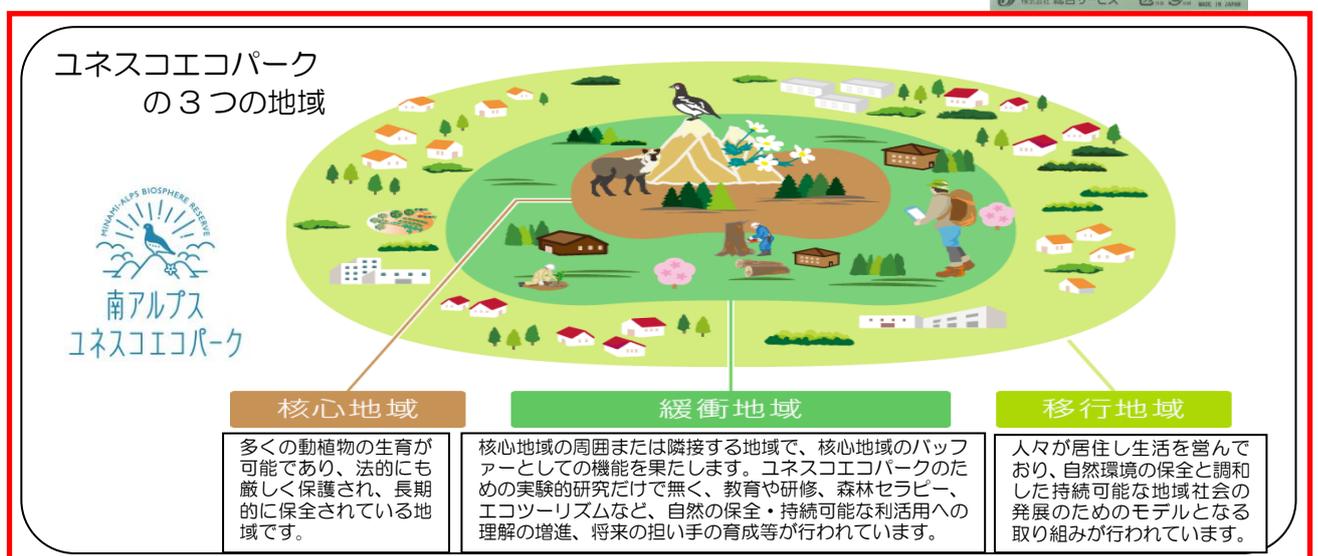
- 山岳の良さを体感するため、山岳イベントに積極的に参加する。
- ジオパークの講座を受けるなど山岳の成り立ちを学ぶことに努める。
- ごみの持ち帰りや道を外れないなど、マナーを守る。
- 観光誘客のため、南アルプスや中央アルプスの情報を市内外に発信する。
- 山岳観光やトレッキング（里山歩き）、登山の際には、携帯トイレやストックキャップなどを携行し使用する。
- 山岳環境に与える影響を考慮し、計画的な登山に努める。
- 山岳環境保全のための活動に積極的に参加する。
- 山岳観光に係る施設運営は、環境への影響負荷が最小限になるよう努める。

[行政]

- 国立公園、国定公園としての機能と役割を広く伝える。
- 携帯トイレの普及やごみの持ち帰り、ストックキャップ使用などの広報を行う。
- ユネスコエコパークに指定されている南アルプスについて、核心地域・緩衝地域・移行地域の3つの地域の役割を踏まえ、適切な管理や活用を行う。
- 大地を中心とする自然、地域の特性から育まれた生活や歴史文化を観光と融合させ、観光誘客を推進する。
- 入山規制やパトロールの実施により、適切な管理に努める。
- 山岳に親しむ機会の提供、設備等の設置・維持管理を行う。
- 特定外来生物等の除去を行い、生物多様性の保全に努める。



[図] 携帯トイレ 南アルプスパック



＝自然と人間社会の共生を目指す「南アルプスユネスコエコパーク」＝

「ユネスコエコパーク」は、「自然と人間社会の共生」を目的とした取組です。南アルプスは平成 26 年（2014 年）「南アルプスユネスコエコパーク」として登録されました。南アルプスの動植物には、厳しい山岳環境を反映して他の地域にはみられない固有種が多くみられます。また、この地域の人々は、富士川・大井川・天竜川の流域ごとに古くから独自の文化を育み、伝統的な習慣、食文化、民俗芸能等を現代に伝えてきました。



〔図〕 南アルプスユネスコエコパーク ロゴ

＝日本列島のでき方がわかる「南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク」＝

南アルプスは、貴重な岩石や地層を保護し、教育的・学術的な観光資源として生かすことを目的に、日本ジオパーク委員会から平成 20 年（2008 年）「南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク」に認定されました。

南アルプスをつくる地層は日本列島の土台となった地層で、100 万年の長い間に 3 千 m もの高さまで隆起（土地が持ち上がること）しました。このことは南アルプスの地層が日本列島のできかたを物語っていることを示しています。南アルプスの地層はもともと太平洋の海底にたまった地層で、海洋プレートに乗って大陸プレートの下に沈み込みます。海洋プレートからはがれた一部の地層が大陸の縁に付け加わり、長い年月をかけて陸地になっていきました。その後、本州中部に海底火山の連なりが次々にぶつかり、南アルプスは 3 千 m 級の山々になりました。今でも南アルプスは 1 年間に 4mm ずつ高くなっています。これは世界でも有数の隆起速度です。



〔図〕 南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク ロゴ

【個別目標】 1-4森林環境の保全

緑あふれる環境を形成する森林の環境保全に努めます。また、地球温暖化対策としての森林活用を図ります。

めざす姿

森林が持つ環境保全機能が発揮されている。

現状と問題（課題）

- 伊那市の森林面積は、550.74km²であり、市の面積（667.93 km²）の82.45%を占めている。
- 里山などの森林の存在は、大きな公益的価値（二酸化炭素の吸収・森林資源、水資源、防災・減災、生物多様性等）を有していることを意識する必要がある。
- 経済的理由や人的資源の不足により、間伐等が不十分で機能・役割が十分発揮できていない森林があることから、伊那市森林整備計画や伊那市50年の森林（もり）ビジョンに基づき、適切な森林管理に努める必要がある。
- 森林資源においては、カーボンニュートラル（環境中の炭素循環量に対して中立）等環境の面のみならず、経済的な資源の循環に目を向け管理していく必要がある。
- 未整備の森林は、災害の発生リスクが増加することから、計画的に森林整備を実施する必要がある。
- 森林整備に伴い発生する未利用材を有効利用するため、薪ストーブやペレットストーブ、ペレットボイラー、チップボイラー等の導入を促進する必要がある。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
市内森林の間伐面積	約 570ha/年	約 600ha/年	

各主体の取組

[市民]

- 森林の保全が公益に繋がることを認識し、市や県などに相談し、所有している森林の適切な整備を行い、健全な森林環境の維持を行う。
- 市民の森などの森林で行うイベントに積極的に参加し、森林に親しむ。
- 木材の利用を進め、住宅の新築時等には、地域材の利用に努める。
- 薪ストーブやペレットストーブなど木質バイオマスの利用に努める。

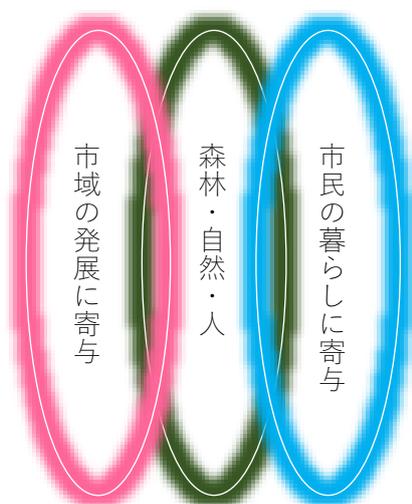
[事業者]

- 森林の保全が公益に繋がることへの理解を深め、所有している森林の適切な整備を行い、健全な森林環境の維持を行う。
- 木材の利用を進め、地域材の利用に努める。
- 事務所や事業用建築物等の暖房などに、薪ストーブやペレットストーブ、ペレットボイラーといった木質バイオマスの導入を検討し、活用を図る。

[行政]

- 森林整備計画や伊那市 50 年の森林（もり）ビジョンなど森林に係る計画を推進する。
- 地域材の利用拡大、販路整備などの環境を整える。
- 間伐材の木質バイオマス化を支援し、森林資源の有効利用に努める。
- 木質バイオマスの活用のため、ペレットストーブ等の補助事業を実施する。
- 市民の森などの身近な森林において、森林に親しむ機会（イベント等）を設ける。
- 森林に親しむ機会を提供するため、あずまや（四阿）やトイレ等設備の設置・維持管理を行う。
- 公益的機能別施業森林を定め森林施業を行い、公益的機能の維持増進を図る。
- 災害の発生防止に向け、適正な森林整備を支援し、整備によるリスク低減を図る。
- 公共施設の木質化に取り組む。

環境メモ



[図] ビジョン関係図

＝伊那市 50 年の森林（もり）ビジョンとは＝
ソーシャル・フォレストリー都市“伊那市”として、50 年後の次世代に森林・自然環境・農林業を引き継ぐためのビジョン

伊那市 50 年の森林（もり）ビジョンの理念

伊那市の森林・自然・人材資源を中核として、里山環境を守る農林業と市民の環境活動を通じ、市民の暮らしと市域の発展に寄与します。

- 1 市民生活と共生し、市民が活用できる森林であり続けます。
- 2 森林・自然環境の維持と更なる機能向上に努めます。
3. 森林資源・自然環境資源・人材資源を育て、活かし、利用する循環社会を創出します。

【個別目標】 1-5多様な生態系の維持

豊かな自然が育む多様な生態系は、市民共通の財産であることを認識し、市民全体で生態系の維持に努めます。

めざす姿

人と動植物が共存できる生態系が保たれている。

現状と問題（課題）

- 市域には、標高 600m の里地から標高 3,000m を超える高地があり、そこに生息する在来種や希少種の維持・保護をするためには、必要に応じて外来生物などの防除や侵入を防ぐ活動を実施する必要がある。
- 南アルプスには、国の天然記念物で伊那市や長野県の鳥にも指定されているライチョウ¹⁰が生息している。このライチョウを保護するためには、外来生物や外的要因への対応が必要である。
- 市域では多くの特定外来生物¹¹が確認されていることから、在来種、希少種の維持・保護のため、防除や侵入を防ぐ活動を実施していく必要がある。
- 三峰川流域では、重点対策外来生物¹²であるブツドレアの繁茂も確認されていることから、国立公園内への侵入が危惧されている。
- ヒアリやセアカゴケグモなどの人に危害を加える特定外来生物の侵入は確認されていないが、常時、注意・監視が必要となっている。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
外来生物の駆除参加者数	75 名/年 ※1	100 名/年	

※1 現状値は、南アルプス食害対策協議会主催南アルプス林道外来生物除去活動とビロードモウズイカの駆除活動の参加者数の合計を使用

¹⁰ [ライチョウ] 雷鳥 (Lagopus muta)。キジ目キジ科ライチョウ属に分類される鳥類。国の天然記念物。南アルプス南部の上河内岳、茶臼岳、イザルガ岳まで生息し、南アルプスは、世界の南限の生息地としてされている。

¹¹ [特定外来生物] 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものが指定されている。

¹² [重点対策外来生物] 生態系被害防止外来種リストの総合対策外来種における一つのカテゴリ。甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い外来種。

各主体の取組

[市民]

- 移動の制限など特定外来生物への理解を深め、適正な対応がとれるようにする。
- 特定外来生物の駆除など、希少種保護のための活動に積極的に参加する。
- 地域が行う特定外来生物（アレチウリ等）の除去活動に積極的に参加する。

[事業者]

- 地域が行う特定外来生物（アレチウリ等）の除去活動に積極的に参加し、実績を CSR 活動として広く周知する。
- 開発行為等を行う際には、生物多様性の観点に配慮する。

[行政]

- 生物多様性・外来生物への対応の重要性の周知を行う。
- 希少種保護の活動への参加を促す。
- 国、県等関係組織と連携し、特定外来生物の侵入阻止、駆除を行う。
- 希少種の保護・多様な生態系維持のため、開発行為申請時などは適切な対応を行う。

=市内で確認されている主な特定外来生物=



オオキンケイギク
(キク科ハルシャギク属)



オオハンゴンソウ
(キク科オオハンゴンソウ属)



アレチウリ
(ウリ科アレチウリ属)



コクチバス
(サンフィッシュ科オオクチバス属)



オオクチバス
(サンフィッシュ科オオクチバス属)



ブルーギル
(サンフィッシュ科ブルーギル属)

※写真提供: 環境省 <https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>

=伊那市が駆除等に取り組んでいる主な外来生物=

	<p>アレチウリ (ウリ科アレチウリ属) 【特定外来生物】</p> <p>市内全域にみられる。 衛生自治会や市民団体での駆除が行われている。 ※写真提供: 三峰川みらい会議</p>
	<p>ブットレア (フジウツギ科フジウツギ属) 【重点対策外来種】</p> <p>主に三峰川、黒川に存在している。信州大学と連携し、駆除に向けた生態等の調査を実施した。</p>
	<p>ビロードモウズイカ (ゴマノハグサ科モウズイカ属) 【生態系被害防止外来種リストに掲載なし】</p> <p>市内全域に見られる。 高遠町地域では、衛生自治会等が駆除を行っている。</p>

【基本目標】 2 環境にやさしい循環型社会の実現

兼 伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

環境にやさしい循環型社会の実現を目指すため、本目標は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 3 項に基づく「伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を基礎にして取り組みます。

伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

背景

平成 27 年（2015 年）12 月 フランス・パリで開かれた COP21 で採択された、令和 2 年（2020 年）以降の地球温暖化対策を定めた国際的な枠組み「パリ協定」では、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追及すること」が掲げられた。その後、令和 2 年 10 月、国はパリ協定を踏まえ、「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言した。令和 3 年 10 月に閣議決定された地球温暖化対策計画では、令和 12（2030）年度において、温室効果ガスを平成 25（2013）年度比 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明した。

[表] 環境省 地球温暖化対策計画 概要

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。				-

これまでの取組

国では、温室効果ガス削減目標を柱とする日本の約束草案やパリ協定等を踏まえ、事業者、国民等の各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにした、地球温暖化対策計画（平成 28 年（2016 年）5 月閣議決定）に基づき着実に取組を進めている。

また、長野県では、令和 3 年 6 月に「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて取組を進めている。

伊那市では、平成 24 年（2012 年）4 月伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、地球温暖化対策に対して具体的に取り組んできた。その計画では、次の 4 つの共同プロジェクトを設定し推進を行った。①森のエネルギー循環プロジェクトでは、貴重な地域資

源である森林資源を地域内で循環させ活用をすることにより、温室効果ガスの削減と持続可能なエネルギー循環を目指すものであり、平成 28 年（2016 年）に策定された伊那市二酸化炭素排出抑制計画（伊那から減らそう CO₂!!）と密接な関係を保ち推進している。②省エネライフ教育実践プロジェクトは、小学 4 年生を対象にしたエコツアーを中心に実施し、多くの児童に環境教育の場を提供してきた。③エコドライブ・エコ通勤推進プロジェクトは、市の温室効果ガス排出量の約 3 分の 1 を占める運輸部門（自動車）の排出削減を狙い、エコドライブの推進を図るものであり、定期的な啓発や伊那市役所でのエコ通勤を実施した。④再生可能エネルギー活用プロジェクトでは、主に関心の高い太陽光発電について、設置時における配慮方針を示した伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインを策定し、適正な導入と活用を図る方向を示した。また、平成 24 年（2012 年）から始まった伊那市住宅用太陽熱利用システム補助金は、年間約 20 件程度の補助件数が持続しており、身近な再生可能エネルギー導入の一翼を担っている。

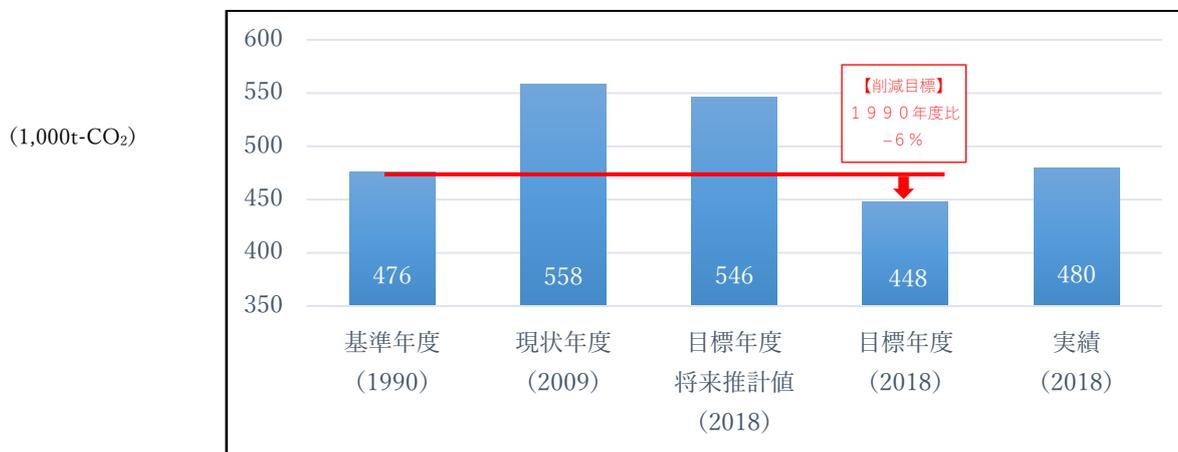
現状

第 1 次伊那市環境基本計画では、市が市域の電気量や燃料使用量を調査し、市域の CO₂ 排出量を独自で算出し、指標に使用した。しかしながら、平成 28 年（2016 年）以降、電力自由化の影響等で調査困難となり、算出が出来ず、目標年度における達成状況が不明の状態になっている。



[グラフ] 第 1 次環境基本計画における CO₂ 排出量の指標管理状況

また、伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）では、市域における CO₂ 排出量を環境省の推計を指標として使用してきた。なお、環境省が公表する 2018 年度の CO₂ 排出量は、480,000t-CO₂ となっている。



[グラフ] 実行計画（区域施策編）における CO₂ 排出量の指標管理状況

基礎とする CO₂ 排出量に関する市の考え方

○基礎とする CO₂ 排出量は、信頼性が高いと考えられる環境省が公表する（部門別 CO₂ 排出量の現況推計）を使用する。

○環境省が公表している推計に遡及修正等があったときは、目標値等も修正する。

目標

温室効果ガスの削減目標を次のとおりとする。

(1) 計画期間 令和 2 年（2020 年）4 月～令和 13 年（2031 年）3 月

(2) 対象とするガス 二酸化炭素（CO₂）

※非エネルギー起源 CO₂（廃棄物分野以外）

メタン、一酸化窒素、HFC 等 4 ガスは、対象外とする。

(3) 基準とする年 平成 25 年度（2013 年度）

(4) 削減目標 255,000 t-CO₂

（参考）

・現状趨勢ケース（BAU）¹³を考慮した場合140,000 t-CO₂

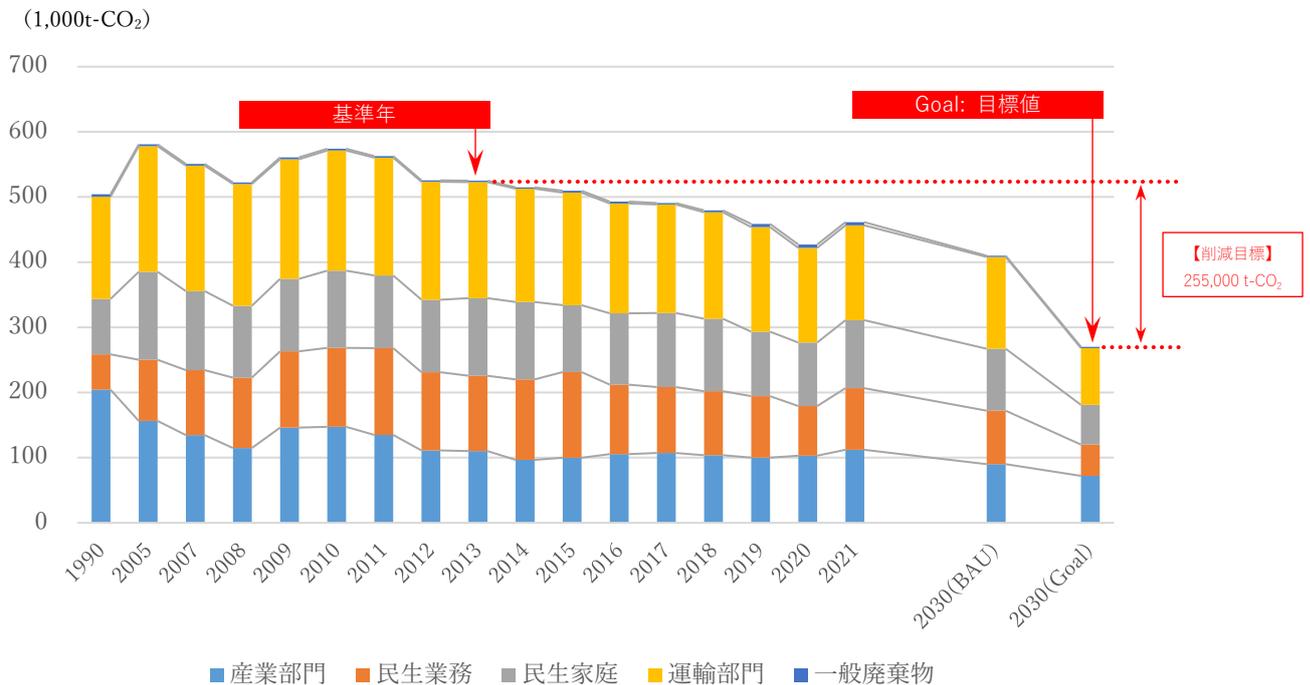
[表] 伊那市における部門別削減率・目標排出量・現状趨勢ケース（BAU）の詳細（t-CO₂）

部門名	基準排出量[A] 平成 25 年度 (2013 年度)	現状趨勢	目標排出量[B] 令和 12 年度 (2030 年度)	削減量 [対 2013 年度 比]
エネルギー起源 CO ₂				
産業部門	110,000	90,000	72,000	-38,000 [削減率：35%]
業務その他部門	116,000	82,000	48,000	-68,000 [削減率：59%]
家庭部門	119,000	95,000	61,000	-58,000 [削減率：49%]
運輸部門	178,000	141,000	87,000	-91,000 [削減率：51%]
非エネルギー起源 CO ₂				
廃棄物分野 (一般廃棄物)	2,000	2,000	2,000	0 [削減率：0%]
合計	525,000	410,000	270,000	-255,000 [削減率：49%]

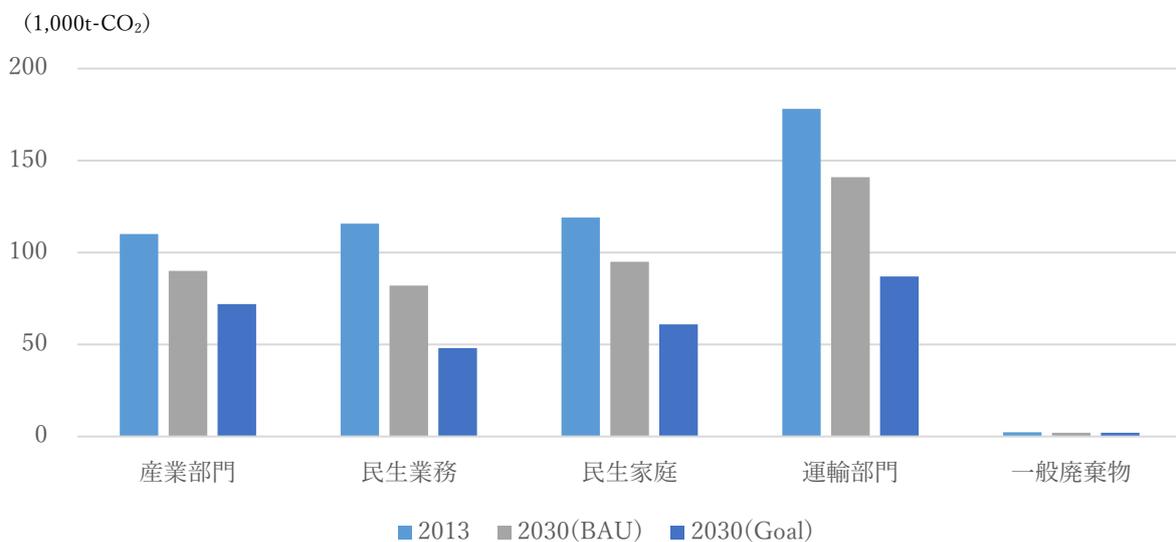
※伊那市の削減目標は、長野県の削減目標と同程度の削減割合となるよう計画しています。

¹³ [現状趨勢ケース（BAU）] 今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指している。BAU=Business As Usual

(5) 特記事項 令和 32 年（2050 年）には、温室効果ガス（二酸化炭素）の実質排出量ゼロとなることを目指し、推進していくものとする。



[グラフ] 市域における部門別 CO₂ 排出量の推移と将来予測（現状趨勢と目標）



[グラフ] 市域における部門別 CO₂ 排出量の部門別比較

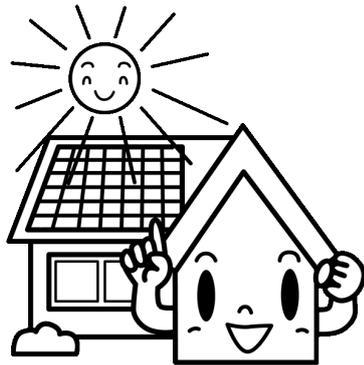
達成の方法

第 2 次伊那市環境基本計画の基本目標・個別目標を推進し、取り組むことで伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の達成を目指す。

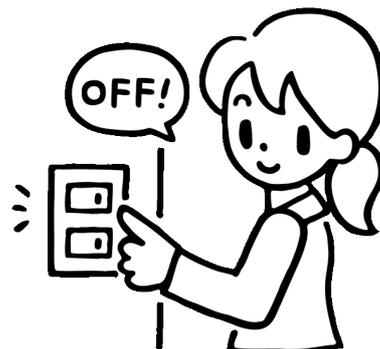
また、市は、伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）を実行し、公共施設において積極的に取り組んでいく。

=削減目標 (255,000t-CO₂) の大きさを考える=

令和12年度(2030年度)のCO₂の削減目標である255,000t-CO₂とは、どの程度の大きさなのでしょうか。伊那市内の全ての一般家庭においてCO₂の排出量をゼロにした場合、削減されるCO₂は、約120,000t-CO₂です。これは削減目標の半分程度にしかならず、削減目標を達成するには、相当な取り組みが必要になります。



再生可能エネルギーの活用



省エネルギーへの取り組み



ごみの減量



個人、事業者、行政が一丸となって取り組まなければ、目標の達成はできません。だからこそ、様々な場面で、できることから始めましょう！

【個別目標】 2-1温室効果ガスの排出量の削減

地球温暖化対策のために、温室効果ガスの排出量を減らす行動を推進します。

めざす姿

誰もが地球環境を意識した行動をとっている。

現状と問題（課題）

- 世界全体の地球環境に配慮した行動が求められるなか、とりわけ気候変動への対策は、喫緊の課題となっている。
- 台風や土砂災害など、各地で甚大な被害が発生しており、気候変動に伴う海水面の上昇、降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- 本市における地球温暖化対策は、多様な主体の協働による取組が重要であるため、伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づき、市民・事業者・行政が一体となった実効性のある取組みを推進していく必要がある。
- 市役所本庁舎及び長谷総合支所の電力について、丸紅伊那みらいでんき株式会社から CO₂フリー電気¹⁴を受電しており、引き続き CO₂フリー電気の活用が必要である。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
CO ₂ 削減量 ※1	-	255,000 t-CO ₂	平成 25 年度（2013 年度）比 49%削減
市有施設における CO ₂ 排出量（年間）	14,054t-CO ₂	7,027t-CO ₂	第 3 次 伊那市役所エコオフィス活動実行計画掲載項目

※1 この目標は、伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の削減目標とする。

（参考） 【基準排出量】 525,000 t-CO₂ 平成 25 年度（2013 年度）・・・①

【目標排出量】 270,000 t-CO₂ 令和 12 年度（2030 年度）・・・②

【現状趨勢値】 410,000 t-CO₂ 令和 12 年度（2030 年度）

①－②により、CO₂削減目標を 255,000 t-CO₂とする。

¹⁴ [CO₂フリー電気]CO₂フリー電気とは、発電時に二酸化炭素（CO₂）を排出しない再生可能エネルギー電源に由来した電気のこと。

各主体の取組

[市民]

- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る新たな国民運動「デコ活¹⁵」に取り組む。
- 家庭では省エネ・節エネの実践、屋外ではエコドライブを実践する。
- うちエコ診断¹⁶を通じて電気使用量の最適化を図る。
- 木質バイオマスなど再生可能エネルギーを導入するよう努める。

[事業者]

- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る新たな国民運動「デコ活」に取り組む。
- 木質バイオマスなど再生可能エネルギーの導入によりエネルギーの地産地消を検討、実践する。
- うちエコ診断を通じて電気使用量の最適化を図る。
- エコアクション 21¹⁷などの EMS を通じて、環境経営の構築・運営・維持を図る。
- 省エネ機器の導入や照明の LED 化などを行う。
- 事業活動において積極的に省エネ・節エネを呼びかけるとともに、具体的なアイデアの募集等も行い、従業員と共に実践する。
- 事業活動で使用する電力を、発電時に温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーで作られた電気で賄うことや、再エネ 100 宣言 RE Action¹⁸への参加について検討する。
- 長野県地球温暖化対策条例による事業活動温暖化対策計画等の提出に協力する。

¹⁵ [デコ活] 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素 (CO₂) を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と環境に良いエコ (Eco) を含む“デコ”と活動や生活を意味する“活”を組み合わせた新しい言葉。

¹⁶ [うちエコ診断] 家庭の年間エネルギー使用量や光熱水費などの情報をもとに、専用のソフトを使って、地域の気候やライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO₂ 対策を提案するもの。

¹⁷ [エコアクション 21] 環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム (EMS)。

¹⁸ [再エネ 100 宣言 RE Action] 日本国内の企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ 100%利用を促進する枠組み。

[行政]

- デコ活を広く周知し、賛同者を増やす。
- 省エネ・節エネを広報する。
- うちエコ診断、エコアクション 21 の普及を図る。
- 市民・事業者の二酸化炭素排出削減活動に対し、支援する。
- 伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づき、行政が管理する施設の CO₂削減に努める。また、適切な進捗管理を行い、実績（改善点等）を公表する。
- 伊那市地球温暖化対策地域エコリーダー協議会¹⁹やサステイナブル環境部会など²⁰において温室効果ガスの排出抑制対策を検討し、各分野への啓発を図る。
- 伊那市二酸化炭素排出抑制計画（伊那から減らそう CO₂!!）に取り組む。
- 気候変動適応法第 12 条に基づき、伊那市地域気候変動適応計画を策定し、取り組む。
- 公用車を環境に配慮した車両に更新・導入する。
- 発電時に温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーで作られた電気の購入や利用の促進を図る。

¹⁹ [伊那市地球温暖化対策地域エコリーダー協議会] 温暖化防止と削減目標を達成するため、市民、事業者及び行政等の協働により、伊那市域における総合的な地球温暖化対策の推進を図ることを目的として設立。

²⁰ [サステイナブル環境部会] 伊那市新産業技術推進協議会に設置された専門部会の一つで、エネルギーの地産地消や二酸化炭素排出削減について検討することを目的に設置。

=デコ活とは=

「デコ活」とは、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のことです。



デコ活アクション

\まずはここから/



電気も省エネ
断熱住宅



こだわる楽しさ
エコグッズ



感謝の心
食べ残しゼロ



つながるオフィス
テレワーク

ひとりでにCO₂が下がる

住 節水できる機器、
高効率の給湯器を選ぶ

移 環境にやさしい
次世代自動車を選ぶ

住 太陽光発電など、再生可能
エネルギーを取り入れる

みんなで実践

衣 クールビス・ウォームビス、
サステナブルファッションに
取り組む

住 ごみはできるだけ減らし、
資源としてきちんと
分別・再利用する

食 地元産の旬の食材を
積極的に選ぶ

移 できるだけ公共交通・
自転車・徒歩で移動する

買 はかり売りを利用する
など、好きなものを必要
な分だけ買う

住 宅配便は一度で受け取る

【個別目標】 2-2省エネ・節エネの促進と実践

地球温暖化対策のために温室効果ガスの削減を意識しつつ、省エネ・節エネによる個人や事業者の利益に繋がる行動を推進します。

めざす姿

新たな国民運動「デコ活」の趣旨に沿った省エネ・節エネの行動がとられている。

現状と問題（課題）

- デコ活への賛同を促し、省エネ・節エネの意識を高めていく必要がある。
- LED 照明や省エネ機器は、エネルギー利用に係るコストの負担軽減及びそれに伴う CO₂ の削減につながることから、一般家庭及び集会施設の LED 照明への交換に対し支援を行ってきており、引き続き、積極的な導入を促す必要がある。
- パリ協定に基づく日本の約束草案に沿い、業務その他部門・家庭部門の大幅な CO₂削減には、省エネ・節エネ行動に加え、機器の更新を促し効果を周知していく必要がある。
- 大幅な省エネルギーの実現と再生可能エネルギーの導入により、一次エネルギーの消費量の収支をゼロにする建物の普及が求められている。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
デコ活の賛同者数	2,110 人	5,000 人	市を経由した登録者
照明器具の LED 化（市有施設）	4 か所	195 か所	伊那市二酸化炭素排出抑制計画掲載項目※1
防犯灯・街路灯の LED 化	560 灯	市内全域	

※1 伊那市二酸化炭素排出抑制計画の目標年は、令和 7 年度（2025 年度）である。

各主体の取組

[市民]

- 省エネ・節エネにつながるデコ活アクションを実践する。
- こまめに電源のコンセントを抜くなど、省エネ・節エネ行動を実践する。
- うちエコ診断を受け、無駄のない省エネ・節エネに取り組む。
- 夏の暑さをしのぐため、積極的に信州クールシェアスポットを利用する。
- 夏や冬は、積極的にクールビズ・ウォームビズを実践する。
- 住宅の周りに植栽やグリーンカーテンの設置、壁面緑化など身近な緑を増やす。
- 電気製品の買い替え時には省エネ性能の優れた製品を検討し、購入する。
- 住宅を新築か改築する際は、ZEH²¹や再生可能エネルギー活用設備等の導入を検討する。

[事業者]

- 省エネ・節エネにつながるデコ活アクションを行動する。
- 率先して事務所や建築物の省エネ診断を受け、無駄のない省エネ・節エネに取り組む。
- 県が行う信州クールシェアスポットの登録を検討し、社会貢献を図る。
- 夏や冬は、積極的にクールビズ・ウォームビズを実践する。
- 事務所の周りに植栽やグリーンカーテンの設置、壁面緑化など身近な緑を増やす。
- 電気製品の買い替え時には省エネ性能の優れた製品を検討し、購入する。
- 事務所を新築か改築する際は、ZEB²²や再生可能エネルギー活用設備の導入を検討する。
- 機械・器具の導入や更新時には、CO₂ 排出量削減に最大の効果をもたらす先導的な低炭素技術（L2-Tech）を用いた製品を検討し、導入する。

[行政]

- 夏や冬は、積極的にクールビズ・ウォームビズの実施を啓発する。
- OA 機器の導入や更新時には、省エネ性能の高い製品を検討するよう啓発する。
- 伊那市環境展や夏季・冬季のキャンペーン「信州省エネ大作戦」などを通じて省エネ・節エネに係る情報を広く提供する。
- 自治会が設置する防犯灯のLED化について支援する。
- 市民や事業者の再生可能エネルギー設備の導入に対し支援を行う。
- 関係機関等と連携した省エネ・節エネ行動の広報を実施し、実践を促す。
- 市有施設のエネルギー機器の効率化や照明のLED化を推進する。

²¹ [ZEH] ゼッチ（Net Zero Energy House）。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー*消費量の収支を正味でゼロとすることを目指した住宅のこと。*石油、天然ガス、石炭など自然由来のエネルギー

²² [ZEB] ゼブ（Net Zero Energy Building）。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した建物のこと。

【個別目標】 2-3エコドライブ・公共交通機関などの利用促進

移動手段に自動車を使う頻度が高い地域だからこそ、CO₂削減に向け、新たな移動手段の導入を推進します。

めざす姿

環境に配慮した移動手段が利用されている。

現状と問題（課題）

- 公共交通機関は、CO₂の排出抑制効果が高いことから、車両にEV等の環境配慮型車両を導入してきており、引き続き、積極的な利用を促すとともに、新たな公共交通が求められている。
- EV（電気自動車）やPHV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池自動車）等の環境配慮型車両への転換が必要である。
- 市内の多くが地理的な状況等により、自動車を使わざるを得ないことから、環境に配慮した自動車を選ぶことや、自動車に乗る際は、エコドライブ²³を常に実践することが求められている。
- 移動手段としてカーシェアリング²⁴やコミュニティサイクル、パーク&ライドなども選択肢の一つとして考えることが求められている。
- 健康に良いとされる徒歩や自転車を移動の手段として考え、行動していく必要がある。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
エコドライブ・公共交通機関の利用啓発	2回/年	4回/年	啓発・推進の実施回数

²³ [エコドライブ] 環境負荷の低減や交通事故を減らす運転方法。

²⁴ [シェアリング] Sharing。共有すること。オフィスシェアリング、カーシェアリング、ゲームシェアリング、タイムシェアリングシステム、ルームシェアリング、ワークシェアリング、ボランティアシェアリング、自転車シェアリングなどがある。

各主体の取組

[市民]

- エコドライブを常に実践する。
- 移動時において自動車の使用を控えることは、経費節減・交通事故リスク低減に繋がることから、積極的に自動車以外の移動手段を検討し実践する。
- できるだけ、徒歩や自転車、公共交通機関等を利用する。
- 自家用車について、環境配慮型車両（EV・PHV等）の導入に努める。

[事業者]

- 商用における自動車の使用は、エコドライブを常に実践する。
- 移動時において自動車の使用を控えることは、経費節減・交通事故リスク低減に繋がることから、積極的に自動車以外の移動手段を検討し実践する。
- 通勤の手段として、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推進する。
- 業務に使用する自動車について、環境配慮型車両（EV・PHV等）の導入に努める。

[行政]

- エコドライブを推進する。
- 徒歩や自転車、公共交通機関の利用を啓発する。
- 環境に配慮した新たな交通手段を模索し、導入を進める。
- 公用車の更新について、環境配慮型車両の導入を進める。
- 市内の公共施設を中心に充電設備の整備を進める。

環境メモ

=エコドライブ10のポイント=

- ①自分の燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「eスタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物はおろそう
- ⑩走行の妨げになる駐車はやめよう

【個別目標】 2-4再生可能エネルギーの導入と推進

持続可能な社会を構築するため、一般家庭や事業者への再生可能エネルギーの導入を推進します。

めざす姿

一般家庭や事業所において多様な再生可能エネルギーの活用が図られている。

現状と問題（課題）

- 地球環境に対して負荷の少ない自然界のエネルギーである再生可能エネルギーを導入することは、持続可能な社会の実現に向けた必要不可欠な取り組みであることから、公共施設や一般家庭、事業所へ導入をすすめる必要がある。
- 地上設置型太陽光発電以外の設備の設置については、良好な環境及び景観の保全に努めるとともに、近隣住民との良好な関係のもと適切に実施していくため、再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインに沿った適切な対応を求める必要がある。
- 地上設置型の太陽光発電設備の設置については、太陽光発電事業と地域との共生及び良好な自然環境の保全を図るため、太陽光発電設備の設置等に関する条例を制定した。地上設置型太陽光発電設備を設置する場合、条例に沿った適切な対応を求める必要がある。
- 災害などによる停電時の電源確保として、太陽光発電設備の設置や蓄電池の導入を進める必要がある。
- 木質バイオマス発電の実証事業を開始する。流木や松くい虫の被害木、剪定木等を含め、地域材を利用した再生可能エネルギーの創出が必要である。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
太陽熱利用システム設置の補助件数	103 件	343 件	伊那市二酸化炭素排出抑制計画掲載項目※1

※1 伊那市二酸化炭素排出抑制計画の目標年は、令和7年度（2025年度）である。

各主体の取組

[市民]

- 再生可能エネルギーに対して関心を持つよう努める。
- 薪ストーブ、ペレットストーブの導入に努める。
- 太陽熱利用システム（太陽熱温水器）の導入に努める。
- 太陽光発電設備、蓄電池の導入に努める。
- その他再生可能エネルギーの活用について検討し推進する。
- 設置にあたっては、伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例や伊那市再生可能エネルギー発電設備等に関するガイドライン、関係法令等に従って適切に対応する。

[事業者]

- ペレットストーブ、ペレットボイラーの導入に努める。
- 太陽光発電設備、蓄電池の導入に努める。
- 設置にあたっては、伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例や伊那市再生可能エネルギー発電設備等に関するガイドライン、関係法令等に従って適切に対応する。
- 事業活動で使用する電力を発電時に温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーで作られた電気で購入することや、再エネ 100 宣言 RE Actio への参加について検討する。

[行政]

- 広報誌や伊那市環境展などを通じて、再生可能エネルギー普及に係る情報を広く提供する。
- 信州屋根ソーラーポテンシャルマップを周知し、太陽光発電や太陽熱利用の普及を図る。
- 再生可能エネルギー（太陽熱利用システム）の普及のために補助金等の支援を行う。
- 市有施設へ太陽光発電や木質バイオマスなど再生可能エネルギーを導入する。
- 発電時に温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーで作られた電気の購入や利用の促進を図る。
- 再生可能エネルギーの普及を図るため、再エネ 100 宣言 RE Action への参加を検討する。
- 市域への再生可能エネルギー発電設備の設置について、市の条例及びガイドラインに沿った対応を求め、条例等の目的が達成できるよう取り組む。

【個別目標】 2-5森林資源と水資源のエネルギー化への取組

エネルギーの地産地消を進めるため、広大な森林資源や水資源を活かした再生可能エネルギーの取組を進めます。

めざす姿

森林資源や水資源によるエネルギーの地域内循環が図られている。

現状と問題（課題）

- 本市は、広大な森林資源と豊富な水資源を有する地域であることから、市民・事業者・行政が連携し、エネルギーの地産地消に向け資源の積極的な利活用を図る必要がある。
- 持続可能な社会の構築のため、木質バイオマスによる熱利用や発電、河川での小水力発電等、エネルギーの地域内循環体制を構築することが必要である。
- 小水力発電事業の実施において、河川法、水利権等の手続きや漁業組合、土地改良区など関係団体との調整により理解を得る必要がある。
- 上伊那森林組合ではペレット製造ラインを増設し、供給体制を拡充しており、再生可能エネルギーの活用として、ペレットを燃料とするストーブやボイラーの導入を促進する必要がある。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
小水力発電設置数（1,000kW 以下）	2 基	4 基	伊那市二酸化炭素排出抑制計画掲載項目
ペレットストーブ（一般家庭）	54 台	354 台	
薪ストーブ（一般家庭）	324 台	1,194 台	
ペレットストーブ（公共施設）	160 台	290 台	
ペレットボイラー（一般家庭・事業所・公共施設）	14 台	115 台	

※令和 7 年（2025 年）1 月現在の小水力発電施設は、次のとおり。

- ①春富土地改良区小水力発電所（197kW）
- ②美和土地改良区発電所（12.2kW）

各主体の取組

[市民・事業者]

- エネルギーの地域内循環の必要性について理解し、森林資源や水資源を活用するよう努める。
- 薪ストーブやペレットストーブの導入に努める。
- 自然エネルギーツアーなど環境学習の場に参加する。
- エネルギー施設の設置に協力する。

[行政]

- 森林イベントや伊那市環境展などにより薪ストーブやペレットストーブに係る情報を広く提供する。
- 自然エネルギーツアーなどにより市内の地域資源を活用したエネルギー供給施設を紹介し、環境学習の場を提供する。
- 市民や事業者等と連携し、森林や水資源を活用した再生可能エネルギー発電所の導入に向け検討、支援を行う。
- 公共施設にペレット²⁵ボイラー、ペレットストーブを設置する。
- 木質バイオマスや小水力発電所の誘致に向け、国・県・事業者と連携して、各種手続きの簡素化や事業の費用対効果について検討する。

²⁵ [ペレット] (木質) ペレットは、丸太、樹皮、枝葉や製材時に発生する端材などを、一旦、顆粒状に破碎し、それを小粒の棒状に圧縮成型した固形燃料。木質バイオマス(木材由来の再生可能資源)の一種。木質バイオマスペレットとも呼ばれる。ペレットストーブ、ペレットボイラー、吸収式冷凍機の燃料として用いられる。

【個別目標】 2-6住みよい住環境の維持

安全な環境の中で安心した生活を送るために、環境によるストレスを生じさせない地域環境を目指します。

めざす姿

安全な地域環境が守られている。

現状と問題（課題）

- 大気汚染から市民を守るため、監視などを継続し、注意報や重大警報が発表された際の準備を行う必要がある。
- 水質汚濁（灯油タンクからの流出等）による被害の拡大を防ぐため、事故発生時の対応を準備するとともに、平時から適正管理を行う必要がある。
- 土壌汚染が発生しないよう適正な管理に向けて、周知、啓発に努める必要がある。
- 自動車交通騒音については、基準に適合しているが、引き続き監視を行う必要がある。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
騒音測定	適合	適合	適合を持続する
水質汚濁事故件数	- 件/年	0 件/年	
河川水質（BOD 値）の検査結果が 3mg/L 以下の達成率※1	8 か所	1 2 か所	検査か所: 16 か所 (年 1 回実施)

※1 環境メモ「= (参考) 令和元年度 指定河川 16 か所水質検査結果=」を参照のこと。

各主体の取組

[市民]

- 水質汚濁の恐れのある施設（灯油タンクなど）を適正に管理する。
- ダイオキシン²⁶が発生するため、野外焼却は行わない。ただし、例外的に認められた野外焼却（剪定枝など）を行う際は、時間や風向きなど周辺に配慮して行う。
- 所有地は、適正に管理し、周辺の環境美化に努める。
- 自転車・自動車等の所有物は、放置等せず適正な管理を行う。

[事業者]

- 公害が発生する恐れのある施設や薬品などを適正に管理することにより公害の発生を防ぐ。
- 事業所からの排水や排気については、関係法令を遵守する。
- 事業所内でごみの焼却を行う際には、法令を遵守した届出等を行い、ダイオキシンの発生抑制のための構造が備わった焼却炉を使用し、適正に焼却を行う。
- 産業廃棄物は適正に処理する。
- 悪臭、騒音、振動などの公害が発生した際は、関係機関に連絡し、被害の拡大を防ぐ。
- 騒音規制法や振動規制法、伊那市環境保全条例等の基準を遵守し、近隣に配慮した事業展開を行う。
- 所有地は、適正に管理し、周辺の環境美化に努める。
- 自転車・自動車等の所有物は、放置等せず適正な管理を行う。

[行政]

- 大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭などの公害が発生した際には必要な調査を実施し、発生源を特定し、適正な対応を行う。
- 国や県と連携し、必要に応じて公的な規制と周知に努める。
- 騒音規制法や振動規制法、伊那市環境保全条例等に基づく調査を実施し、状況により指導を行う。
- 国や県、危機管理担当課と連携し、空間放射線量や光化学オキシダント、微小粒子物質（PM_{2.5}²⁷）への迅速な対応を図り、住民への被害を抑え安全確保に努める。
- 公共施設からの排水や排気は、適正に管理する。

²⁶ [ダイオキシン] ダイオキシン類は、廃棄物の焼却などで発生し、環境に放出されると土壌や水環境中に長期間残留する。また、食物連鎖を通して生物濃縮され、生体に影響を及ぼすと言われている。動物実験では、発がん性、生殖毒性、免疫毒性、神経毒性などが報告されている。

²⁷ [PM_{2.5}] 微小粒子物質。大気中に浮遊している 2.5 μm（1 μm は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 μm 以下の粒子）よりも小さな粒子。

【基本目標】 3 快適な暮らしを創る都市環境の形成

【個別目標】 3-1暮らしやすい住環境の維持

適正な管理により暮らしやすい住環境を目指します。

めざす姿

快適な住環境が保たれている。

現状と問題（課題）

- 野外焼却は禁止されているため、野外焼却の防止に向けた啓発を行う必要がある。
- 快適な生活環境を維持するため、所有者は土地や住宅を適正に管理（雑草の繁茂など）する必要がある。
- 公共的な生活環境を保護するため、放置自転車・自動車の発生防止及び長期的に放置された自転車・自動車の撤去を行う必要がある。
- 良好な住環境を維持するため、ポイ捨てや落書き等を放置せず、迅速に対応する必要がある。
- 近年、管理が行われていない家屋や土地が多く見られ、衛生面、防犯面など近隣の生活環境に与える影響が大きくなっていることから、適正な管理を行う必要がある。

[管理指標]

苦情件数	現状	目標	備考
大気汚染等※1 の総苦情件数	88 件/年	50 件/年	

※1 苦情の分類：大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭・地盤沈下・その他

各主体の取組

[市民]

- 野外焼却は行わない。ただし、例外的に認められた野外焼却（剪定枝など）を行う際は、時間や風向きなど周辺に配慮して行う。
- 薪ストーブやペレットストーブを設置する際には、煙の影響を考えて煙突の高さを設定するなど、周辺や他者への配慮を十分に行う。
- 夜間に屋外で騒いだり車の空吹かしなど大きな音を出さないよう、近隣に配慮した生活を実践する。
- 住宅の周りを清潔に保ち、害虫や臭気が発生しないように環境美化に努める。
- 空家や空地、自動車等の自己所有物は、適正な管理を行い、環境美化に努める。

[事業者]

- 事業を行うときは、周辺住民の生活環境に配慮する。
- 所有地や自動車等の所有物は、適正に管理を行い、環境美化に努める。

[行政]

- 野外焼却の防止について啓発、周知を行う。
- 自転車・自動車の長期間の放置を防ぐため、啓発を行う。
- ポイ捨てや落書きなどについて、環境美化の意識向上の啓発を行う。
- 放置自転車・自動車を長期間放置せず、迅速に撤去などの対応を行う。
- ポイ捨てや落書きなどを放置せず、迅速に対応する。
- 空家解消を図るため、所有者への継続した働きかけや、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく取組み、空家バンクへの登録などを進める。

【個別目標】 3-2ごみ減量化の推進

ごみの発生抑制や再使用、再生利用を推進し、ごみの減量化に努めます。

めざす姿

リデュース・リユースの取り組みにより、ごみの減量化が図られている。

現状と問題（課題）

- 限りある資源を有効に利用するため、「大量生産・大量消費」から「循環型社会」への転換が求められている。
- 限りある資源を有効に使い、環境や資源に配慮した持続可能な社会を構築するために、リデュース（Reduce: 発生抑制）やリユース（Reuse: 再使用）に努める必要がある。
- 事業所から排出される可燃ごみが増加傾向にあることから、適正な分別排出や事業活動による廃棄物の有効利用により、ごみの減量の体制を構築し実践する必要がある。
- 家庭から排出される一人一日当たりのごみの排出量は、ほぼ横ばいで推移しているが、引き続き分別や資源化などを推進し、さらに削減する必要がある。
- ごみの発生を抑制するため、食品ロスの削減に努める必要がある。

[管理指標（現状値は、平成 30 年度（2018 年度）の実績を使用）]

項目及び付記事項	現状※1	目標	備考
一人一日当たりのごみ排出量	497.2g/人日	383.0g/人日	伊那市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第四次改訂版）における令和 11 年度の目標値
事業系ごみ（可燃）の年間ごみ排出量	4,735.63t	4,138.00t	
衣類回収の回収量（年）	51.89t	62.00t ※2	

※1 上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画（第 5 次改定版）の平成 30 年度の実績より算出。

※2 焼却されるごみを削減する目的であることから、目標値は増加する。

[市民]

- エコバッグを使用することによりレジ袋（プラスチック製買物袋）は断り、プラスチックごみの削減に努める。
- ごみの分別を徹底し、資源物回収やリサイクルボックスなどの積極的な活用により、ごみの資源化に努める。
- 食べ物の3キリ運動（食べきり、使いきり、水きり）を実践し、生ごみの減量に努める。
- 3010運動²⁸を実践し、食べ残しは持ち帰るよう努める。
- 3ない運動（買すぎない、作りすぎない、食べ残さない）を実践する。
- 不用となった食品について、フードバンクなどを活用する。
- シャンプーや洗剤などは詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品の選択に努める。
- 使い捨て容器ではなく、繰り返し使えるリターナブル容器に入った製品を選ぶ。
- 手入れや修理をしながら長く使用する。
- 利用頻度の少ないものは、レンタルなどの方法を活用する。
- フリーマーケット等により、不用品の再使用に努める。

[事業者]

- レジ袋有料化²⁹に対応する。
- 食品ロスの削減に協力する。
- 3010運動に協力し、食べ残しの持ち帰りに配慮する。
- リサイクルの徹底によりごみの排出量の削減に努める。
- ごみの分別を徹底し、積極的に減量化や資源化を図る。
- 製品を設計する時には、本体や部品のリユースに向けた工夫やリサイクル材料の活用などに取り組む。
- 修理や点検等のアフターサービスの充実により、製品が長く使用できるようにする。
- 簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器、通い箱等の利用・普及に努める。
- 環境に配慮し、持続可能な社会の実現の取組を実践する。

²⁸ [3010運動] さんまるいちまるうんど。会食、宴会時での食べ残しを減らすための運動。

①注文の際に適量を注文しましょう。②乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。③お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

²⁹ [レジ袋有料化] 「プラスチック資源循環戦略」により、海洋ごみ等の解決のため、プラスチックの資源循環としてリデュース等の徹底を位置付けられた。その取組の一環としてレジ袋有料化義務化を行い、消費者のライフスタイル変革を目指している。

[行政]

- 適正な分別の啓発により、資源化に努める。特に、紙ごみについて資源化の周知を図る。
- 3010 運動や3 キリ運動（食べきり、使いきり、水切り）、3 ない運動（買いすぎない、作りすぎない、食べ残さない）を推進する。
- 生ごみ処理容器等購入補助を継続し、生ごみの減量・再利用を推進する。
- 市報等を通じて、3R を推進し、さらに代替素材への転換（リプレイス）を加えてごみ減量化・再資源化に取り組む。
- 家庭や事業所を対象とした、ごみ削減や無駄が生じないアイデアの周知を行う。
- 衣類回収や小型家電の回収事業を継続し、リユースの普及を図る。
- エコバッグの普及などリデュースの浸透を図る。
- 事業所から搬入される可燃ごみの組成状況を把握し、排出事業者に対して、適正な指導を行う。
- 食品ロス削減に向け、事業者と連携した取組を検討し、実践する。
- 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）³⁰に基づく食品ロス削減推進計画を策定する。

³⁰ [食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）] 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

【個別目標】 3-3ごみの資源化やリサイクルの推進

限りある資源を有効利用するために、ごみの資源化とリサイクルの推進を図ります。

めざす姿

ごみの分別やリサイクルにより、資源が有効に活用されている。

現状と問題（課題）

- ごみの資源化等の周知や啓発を行っているが、ごみの分別調査の結果などから、資源化可能な紙類などについてさらなる分別の徹底が必要となっている。
- 上伊那クリーンセンターの稼働に伴う分別の変更により、資源プラスチックの可燃ごみへの混入が見られるため、さらなる啓発が必要である。
- 古紙やペットボトルなどの店頭回収が普及した結果、市の資源物回収での回収量が低下しているが、今後も衛生自治会による資源回収の仕組みを維持する必要がある。
- 限りある資源の有効利用とごみの排出量の抑制に向け、衛生自治会やお出かけ講座など、住民に対して資源化の必要性と、分別の正しい知識の普及に努める必要がある。

[管理指標 ()]

項目及び付記事項	現状※2	目標	備考
資源化率※1	17.6%	15.1%	伊那市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第四次改訂版）における令和11年度の目標値
資源物の混入率	22.5%	20.0%	可燃ごみ・不燃ごみ組成調査より
お出かけ講座の受講者数	600人/年	1,000人/年	※3

※1 資源化率= 資源ごみの処理量 / 可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ等の総処理量

※2 現状値は、平成30年度（2018年度）の実績から算出

※3 現在は、衛生自治会向け研修会を実施しておりお出かけ講座と位置付けていないため、
 今後は、お出かけ講座に位置付けるものである。

各主体の取組

[市民]

- ごみの分別を徹底し、資源化を推進する。
- 燃やせるごみに混入する紙類の分別を徹底し、資源化を図る。
- 衛生自治会が行う資源物回収に協力する。
- 事業者が設置する資源化ボックスや商業施設の店頭回収も効果的に活用する。
- 適正なごみ分別を行うため、お出かけ講座への参加やごみ分別の小冊子、ごみ分別推進アプリ「さんあ〜る」を活用する。
- 令和7年度から始まるプラスチック製品の新たな分別回収に取り組み、プラスチック製品の資源化を図る。

[事業者]

- ごみの分別を徹底し、資源化に努める。
- 資源化可能な紙類などは、分別排出を徹底する。
- 環境に配慮し、持続可能な社会の発展に寄与する取組を実践する。
- グリーンマークやエコマークなどの付いた環境に配慮した製品を積極的に活用する。

[行政]

- 衛生自治会と連携し、家庭や事業所に向けたお出かけ講座などの広報の充実を図る。
- ごみの組成調査により資源物の混入状況を把握し、適正な分別を啓発する。
- 資源化率の向上を図るため、小型家電、廃食用油、衣類などの回収を継続する。
- プラスチックごみの削減に向け、代替品の活用やリサイクルを推進する。
- グリーン購入³¹に取り組む。
- 建設資材として、再生材や溶融スラグ等の積極的な利用を図る。

³¹ [グリーン購入] 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

【個別目標】 3-4不法投棄・ポイ捨ての防止

きれいで住みよい環境を維持するため、不法投棄やポイ捨て防止の啓発や市内一斉清掃などの取組を推進します。

めざす姿

不法投棄・ポイ捨てを「しない」・「させない」という意識が根付いている。

現状と問題（課題）

- 不法投棄は、人目につかない場所に投棄されることが多く、放置すると更なる不法投棄を誘発するため、防止活動に併せ、迅速に回収する必要がある。
- ポイ捨ては、道路の端や側溝、河川敷、駐車場、田んぼや畑などに見られ、身近な生活環境を悪化させている。
- 不法投棄・ポイ捨ては、個人のモラルによるところが大きいため、継続した啓発活動などが必要である。
- ポイ捨てをさせないため、美しい環境の維持が求められている。
- 不法投棄・ポイ捨てを「しない」、「させない」ためには、継続して環境教育などを実施する必要がある。
- 伊那市環境保全条例第37条のポイ捨て禁止について周知を図る必要がある。

[管理指標（現状値は、平成30年度（2018年度）の実績を使用）]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
不法投棄の回収量	88.91t	45.00t	可燃・不燃

各主体の取組

[市民]

- 環境への影響や地域の住環境を考え、不法投棄やポイ捨てはしない。
- 各種団体等が行っている、空き缶拾いなどに積極的に参加し、きれいな住環境の維持に努める。
- 大人がモラルを持った行動を行うことにより子どもの手本となるよう努める。
- 日頃から、ごみ拾いを行うなど、身近な環境の美化に努める。

[事業者]

- 廃棄物の処分は、適正な処理方法により処分する。
- 各種団体等が行っている、空き缶拾い活動などに積極的に参加する。
- 日頃から、ごみ拾いを行うなど事業所周辺の環境美化に努める。

[行政]

- 不法投棄・ポイ捨て禁止の啓発活動を継続する。
- 伊那市環境保全条例のポイ捨て禁止条項についても周知を図る。
- 不法投棄を発見した際には迅速に対応することにより、不法投棄の常態化を抑止する。
- 不法投棄の常習箇所には監視カメラを設置し、不法投棄を防止するとともに行為者を特定し、警察と連携し、指導などを行う。
- 衛生自治会³²などと連携した環境美化活動を継続することにより、ポイ捨てしにくい環境をつくる。
- 継続した環境教育の実施に努める。

³² [衛生自治会] 地域住民の公衆衛生の向上発展をもって良好な生活環境をつくることを目的としている会。衛生及び公害防止思想の普及徹底・生活環境の改善に関する研究及び指導・害虫等の駆除計画と指導・廃棄物の収集、処理への協力を事業とする。

【個別目標】 3-5衛生施設の適正な維持と管理

衛生施設の適正な維持と管理に努めます。

めざす姿

快適に利用できる衛生施設となっている。

現状と問題（課題）

- 公衆トイレは、身近な衛生施設であり、利用率も高いことから、美しい施設の維持に努めるとともに、使用者のモラルの向上も図る必要がある。
- 火葬場は、建築から年数が経過し老朽化も進んでいることから、計画的な修繕と将来的な対応を検討する必要がある。
- 上伊那クリーンセンターや伊那中央衛生センターなど、広域的に管理されている施設が、適正に維持管理されるために構成市町村として連携、協力していく必要がある。
- 運転が終了した伊那中央清掃センター、鳩吹クリーンセンター、横山最終処分場の跡地について、維持管理等の将来負担を考慮しながら、市民が有効に利用でき地元地区および市全体の振興に繋がるような利用を図る必要がある。
- 霊園の聖地及び合葬式墓地について、使用者の利便を図るとともに、園内施設の計画的な修繕を行う必要がある。

【管理指標】

場所	現状	目標
鳩吹クリーンセンター・最終処分場の跡地利用計画	未策定	策定後、利用開始

各主体の取組

[市民・事業者]

- 施設利用の際には、公共の施設であることを念頭に置き、利用のルールを守り、大切に使用する。

[行政]

- 利用のルールを守り、大切に使用するよう周知、啓発を行う。
- 快適に利用できるよう清掃などの維持管理を徹底する。
- 施設の適正な配置を図り、長寿命化計画等の策定により、長期的な運営に努める。
- 広域的な施設については、適正な管理が図られるよう連携、協力する。

【基本目標】 4 持続的な環境保全に向けて

【個別目標】 4-1環境教育の機会の提供と実践

環境教育を充実し、将来の生活環境・地球環境を考え、行動する人を育てます。

めざす姿

環境問題を自分事として捉え、学び、実践している。

現状と問題（課題）

- ごみの分別や環境への興味を養うためには、子どもの頃からの学習が重要であり、今後も継続した学びの機会を提供する必要がある。
- 環境問題を自分事として、一人一人の行動の積み重ねが求められている。
- 現在、市が行っている環境教育の場は、①小学4年生を対象としたエコツアー、②スターウォッチング、③セミの抜け殻ウォッチング（共催）に加え、子どもから高齢者、事業者に至る幅広い範囲に向けた環境教育の場の提供が求められている。

[管理指標]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
子どもエコツアーの実施	86.7%	100.0%	対象: 小学4年生 全15校
自然エネルギーツアーの実施	0回/年	1回/年	

各主体の取組

[市民]

- ごみ処理の実態、ごみ・資源の分別、3R など環境学習を進め、環境に配慮した行動などの実践に努める。
- 伊那市や伊那市ミドリナ委員会などが企画するイベントや活動に参加する。
- 自然エネルギーツアーや環境関連イベント等に参加し、環境に関心を持つ。

[事業者]

- ごみ処理の実態、ごみ・資源の分別、3Rなどを踏まえた上で、環境の取組を発信する。
- 市民への情報発信の場として、また、小中学校等への環境学習の場として協力する。
- 持続可能な社会を目指し、環境に配慮した企業行動に努める。
- 社員等の環境分野に関するスキルアップに努める。

[行政]

- 環境保全に関する情報の発信やイベントの提供を行う。
- 自然エネルギーツアーなど、環境への興味や学びの機会を提供する。
- 衛生自治会員等に向けた研修（お出かけ講座等）を実施する。
- 学校における環境教育を支援する。

【個別目標】 4-2住民参加型の環境施策の推進

地域の環境問題のために、自らの意思で参加し活動する地域をつくります。

めざす姿

市民や事業者が環境問題の解決に向けて活動している。

現状と問題（課題）

- きれいで良好な水辺は伊那市のシンボルであることから、河川内や堤防等にごみのない美しい環境を維持することが求められている。
- 各種団体が主体となって河川のごみ拾い活動を実施することにより、良好な水辺が維持されており、参加者の環境意識の向上に結び付いていることから、引き続き取り組む必要がある。
- 山岳観光の推進に向け、登山道や標識の整備など、山岳と人の距離を縮めることに併せて、自然保護のために携帯トイレを持ち歩くことや、登山マナーを守ることなどの啓発活動が必要である。
- 本市における地球温暖化対策は、多様な主体の協働による取組が重要であるため、伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、市民・事業者・行政が一体となった実効性のある取組みを推進していく必要がある。
- 生活者自らが、環境の美化に取り組むことが求められている。

[管理指標（本個別目標の管理指標は、全て他の個別目標の再掲である）]

項目及び付記事項	現状	目標	備考
環境美化活動の実施（天竜川・三峰川）	1回/年	2回/年	【個別目標】 1-2
環境美化活動の実施（小河川・農業用水路）	2回/年	2回/年	【個別目標】 1-2
山岳観光者等の携帯トイレの携行率	-	50%	【個別目標】 1-3
外来生物の駆除参加者数	59名/年	80名/年	【個別目標】 1-5
デコ活の賛同者数	2,110人	5,000人	【個別目標】 2-1

各主体の取組

[市民]

- 特定外来生物の駆除など、希少種保護のための活動に積極的に参加する。
- 地域で行う河川清掃や河川環境の保全活動、特定外来生物（アレチウリ等）の除去活動に積極的に参加し、環境美化に努める。
- 山岳の良さを体感するため、山岳イベントに積極的に参加する。
- ジオパークの講座を受けるなど山岳の成り立ちを学ぶことに努める。
- 天竜川の源である諏訪湖の浄化や、源流域の森林保全にも協力する。

[事業者]

- 地域が行う河川清掃や河川環境の保全活動、特定外来生物（アレチウリ等）の除去活動に積極的に参加し、環境美化に努める。
- 地域と連携した環境美化活動を CSR 活動に位置付け、積極的に取り組み、広く周知を図る。
- 天竜川の源である諏訪湖の浄化や、源流域の森林保全にも協力する。

[行政]

- 市民や事業者などと連携し、河川清掃などの活動を実施する。
- 環境美化活動や特定外来生物（アレチウリ等）の駆除活動、希少種保護の活動への参加を促す。
- 諏訪湖の浄化に向けて、上下流域が協働した取り組みの検討、実践活動を行う。

第5章 重点プロジェクト

【重点プロジェクト】 伊那から減らそうCO₂!! ～低炭素社会の実現に向けて～

プロジェクトの方向性

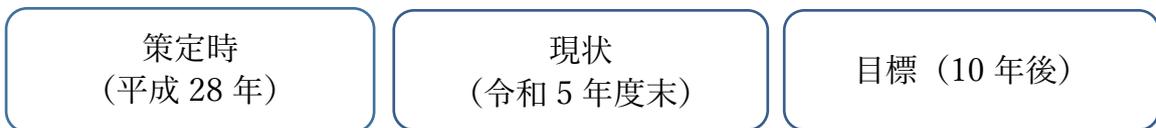
地域資源（森林資源）である木質バイオマスを活用することにより、森林環境の保全と有効活用からCO₂削減を図ります。

一般家庭では年間5.09t-CO₂の二酸化炭素を排出しています。市では、平成28年（2016年）にCO₂抑制と再生可能エネルギー普及推進のため、家庭や地域、行政などにおけるCO₂排出抑制の取組について計画（伊那市二酸化炭素排出抑制計画【10年計画】）を策定し、低炭素社会の実現に向けて取組を推進することとしています。

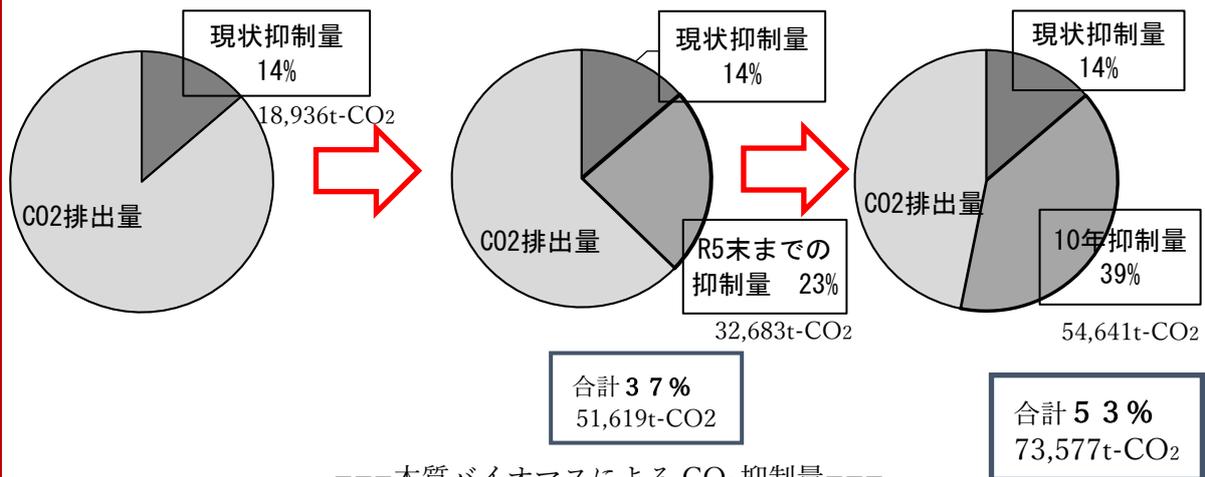
- 市内一般家庭のCO₂総排出量に対する再生可能エネルギーや省エネの推進によるCO₂削減割合を計画策定時の14%から53%へ
- 再生可能エネルギーのうち、木質バイオマスによるCO₂抑制量を8倍へ

プロジェクトの考え方

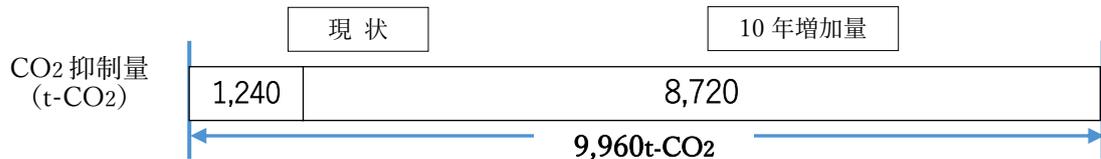
=== 10年間の取組による再生可能エネルギーによる抑制量の変化 ===



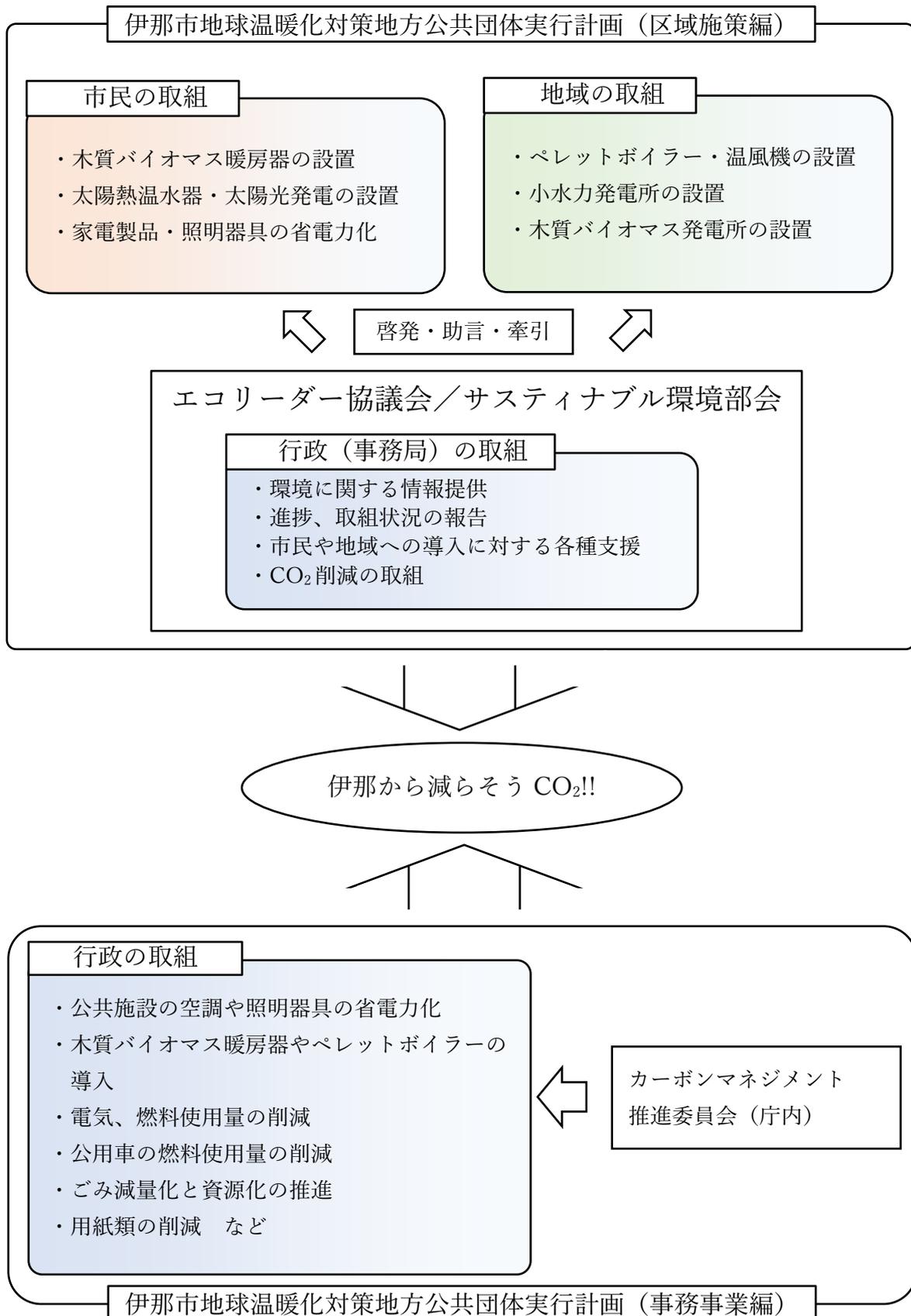
○伊那市内の一般家庭におけるCO₂総排出量 138,397t-CO₂ [固定値]



=== 木質バイオマスによるCO₂抑制量 ===



8倍へ 1,240t-CO₂ → 9,960t-CO₂





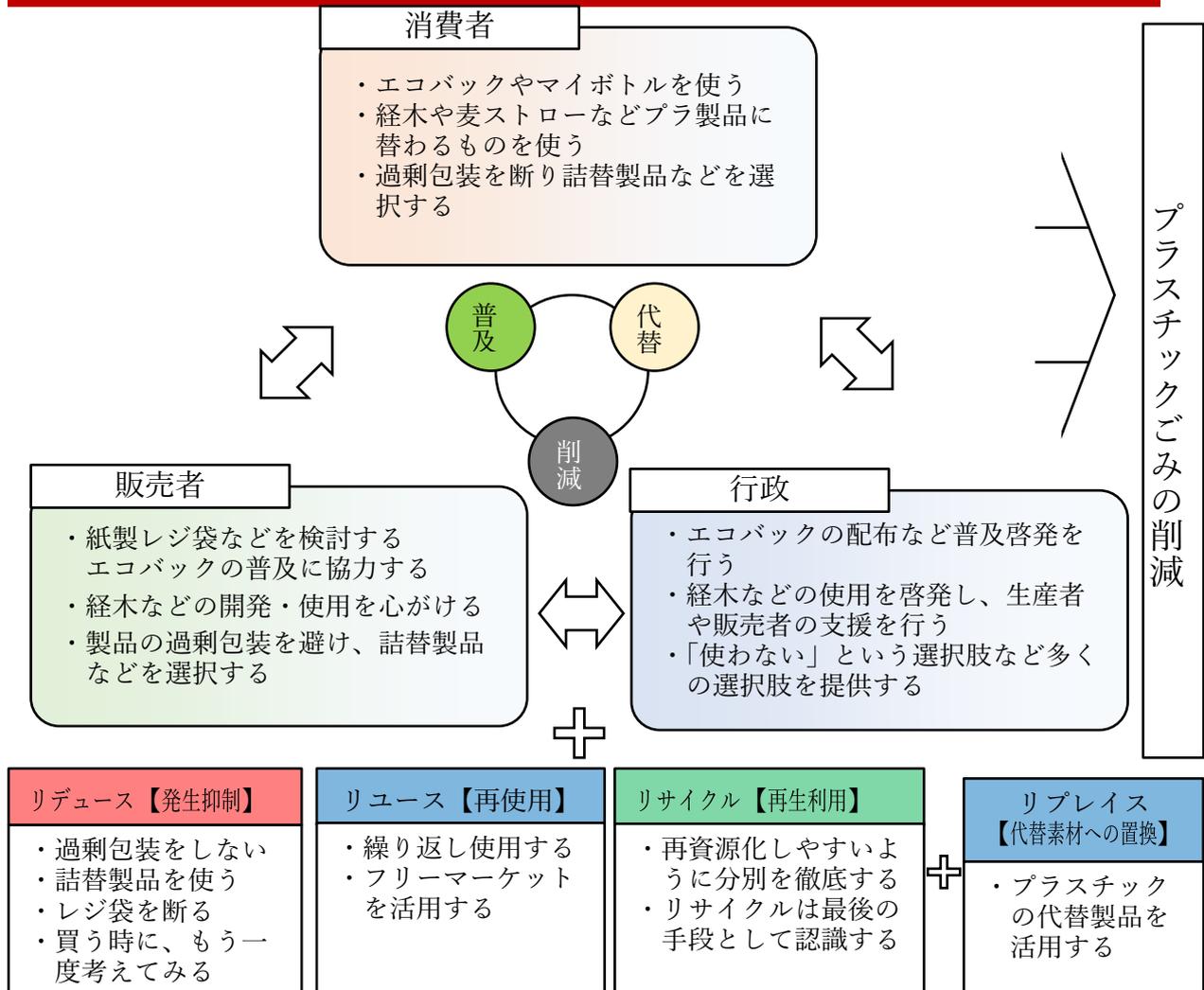
【重点プロジェクト】 すすめようプラごみの削減 ～使い捨てプラから代替製品へ～

プロジェクトの方向性

世界的な海洋汚染などプラスチックごみが環境に及ぼす影響が、大きな問題となっています。より良い環境を維持するため、プラスチックごみの削減やリサイクルを推進し、脱プラスチックに取り組めます。

- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に代替素材への転換（リプレース）を加えた取組を徹底する
- エコバックの普及により、プラスチック製レジ袋を減らす取組を推進する
- 新たな取組として、普及（エコバック等の普及）・代替（経木等代替品の活用）・削減（過剰包装等の削減）の3つの視点で推進を図る

プロジェクトのイメージ



[3 R の 取 組]

【重点プロジェクト】 はじめよう食品ロスの削減

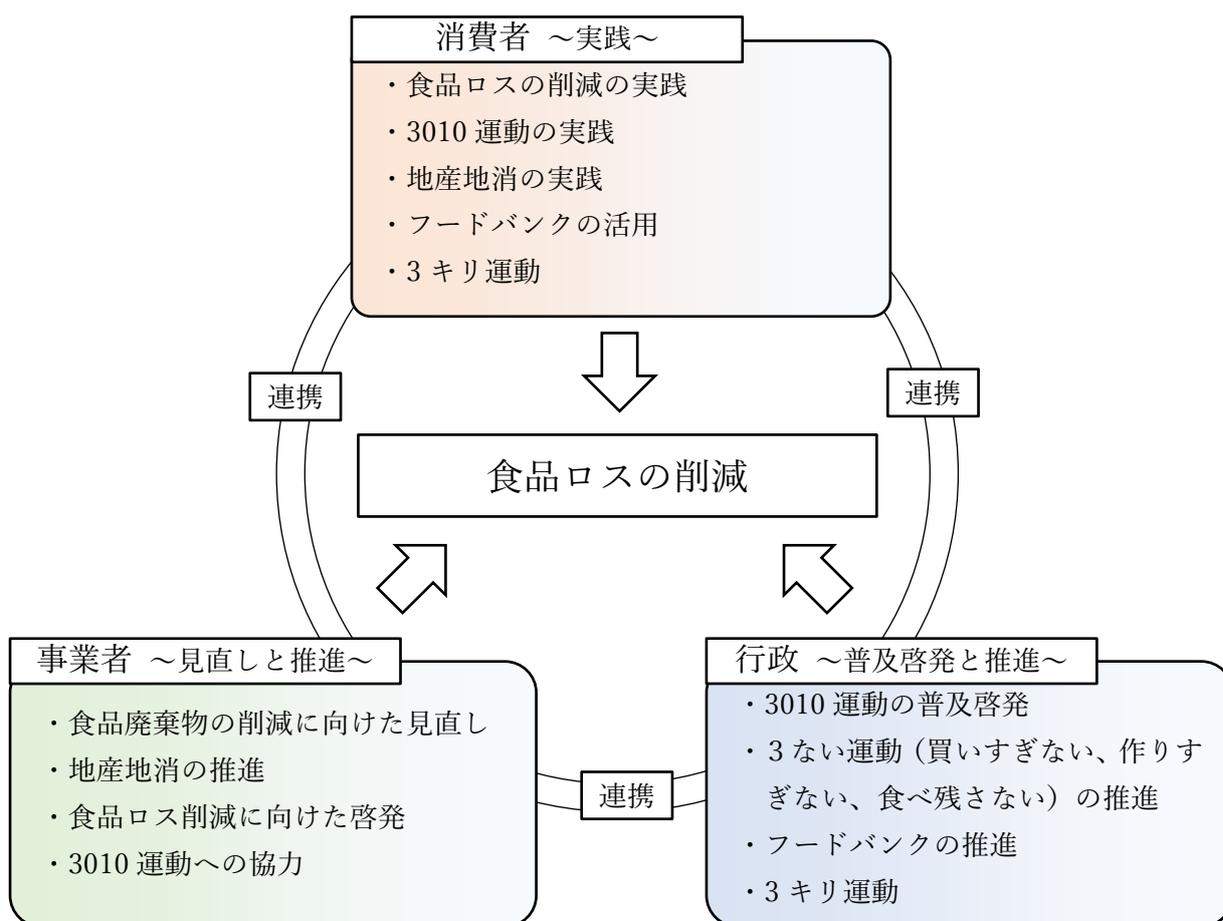
～ムダのないライフスタイルの実践～

プロジェクトの方向性

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が令和4年度に年間472万トンと推計されており、平成27年度（2015年度）以降、着実に減少しているものの、行政、事業者、消費者が連携し、食品ロス削減の更なる取組みを推進します。

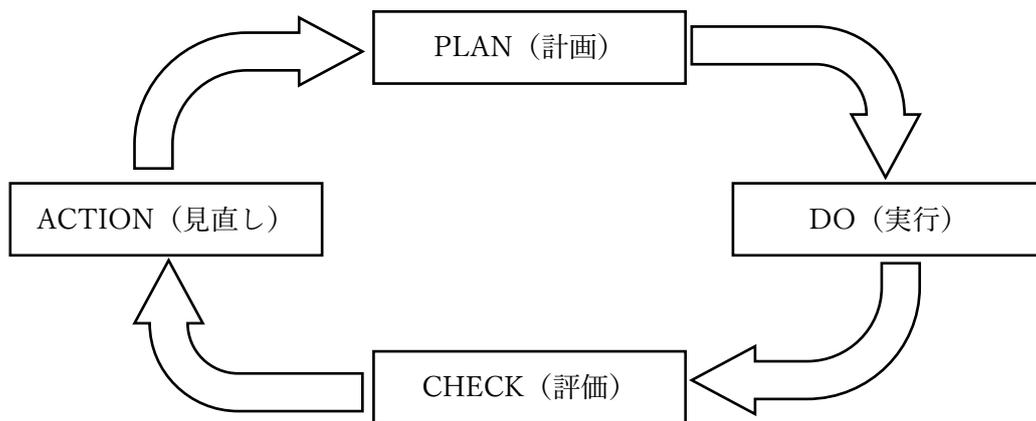
- 3010運動、3キリ運動などの取組を普及啓発する
- 消費期限・賞味期限を理解し、フードバンク³³の活用を推進する

プロジェクトのイメージ

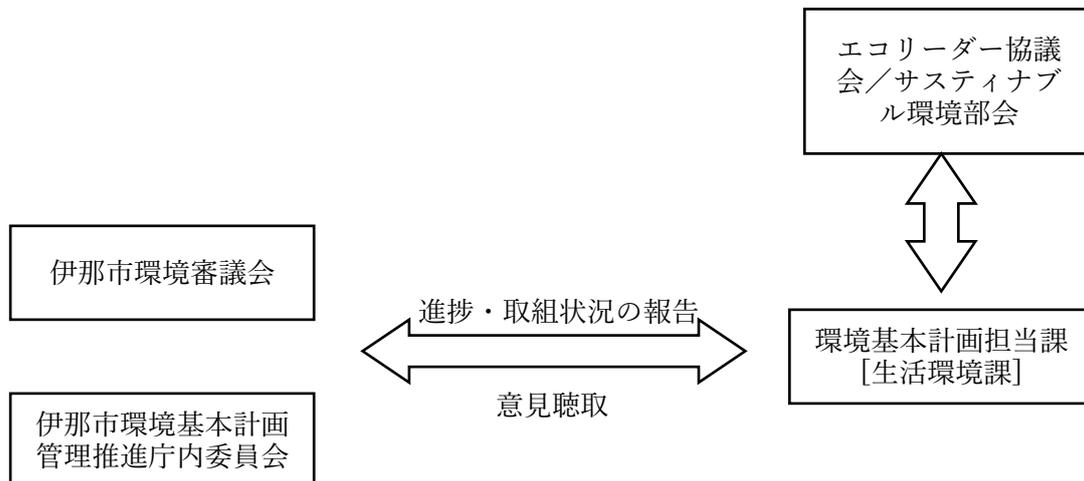


³³ [フードバンク] 包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動及びその活動を行う団体。

- 進捗・取組み状況は、毎年、PDCA サイクルにより評価し、改善策等を検討した上で、伊那市環境審議会及び伊那市環境基本計画管理推進庁内委員会等に対し報告を行います。なお、報告内容、出された意見等を反映したものを公式ホームページにて公開します。
- 市域における具体的な環境の状況は、「環境報告書（アニュアル）」として公式ホームページにて公開します。
- 解決すべき環境問題の方向性に変更が生じた際には、状況に応じた対応をします。



[図] PDCA サイクル



[図] 計画の管理に係る関係図

資料編

- 第2次 伊那市環境基本計画 管理指標実績
- 伊那市環境保全条例
- 伊那市環境保全条例施行規則

第2次 伊那市環境基本計画 管理指標実績

個別目標	項目及び付記事項	策定時	実績 (R5)	目標 (R11)	備考
1-1	長野県公共用水域水質（河川）の水質環境基準類型の達成（三峰川水質類型A）	達成	達成	達成維持	
1-2	河川清掃の実施（天竜川・三峰川）（環境美化活動に更新？）	1回/年	1回/年	2回/年	事業者等がボランティア活動で実施するもの
	河川清掃の実施（小河川・農業用水路）	2回/年	2回/年	2回/年	市が主催する河川清掃イベント
1-3	登山者のマナー向上のための広報の充実	1回/年	1回/年	継続	
	山岳観光者等の携帯トイレの携行率	—	未把握	50%	
1-4	市内森林の間伐面積	約570ha/年	約229ha/年	約600ha/年	
1-5	外来生物の駆除参加者数	75名/年	105名/年	100名/年	
2-1	CO ₂ 削減量	—	51,614 t-CO ₂	59,000 t-CO ₂	平成25年度(2013年度)比30%削減
	市有施設における二酸化炭素排出量（年間）	14,054t-CO ₂	8,978t-CO ₂	8,432t-CO ₂	
2-2	COOL CHOICEの賛同者数	2,110人	2,120人	5,000人	伊那市二酸化炭素排出抑制計画掲載項目
	照明器具のLED化（市有施設）	4か所	63か所	23か所	
	防犯灯・街路灯のLED化	560灯	4810灯	市内全域	
2-3	エコドライブ・公共交通機関の利用啓発	2回/年	1回/年	4回/年	
2-4	太陽熱利用システム設置の補助件数	103件	268件	343件	伊那市二酸化炭素排出抑制計画掲載項目
	ペレットストーブ（一般家庭）	54台	320台	154台	
	薪ストーブ（一般家庭）	324台	1249台	524台	
	ペレットストーブ（公共施設）	160台	314台	290台	
2-5	小水力発電設置数（1,000kW以下）	2基	2基	4基	
2-6	騒音測定	適合	適合	適合	
	水質汚濁事故件数	— 件/年	2件/年	0件/年	
	河川水質（BOD値）の検査結果が3mg/L以下の達成率	8か所	13か所	12か所	
3-1	大気汚染等の総苦情件数	88件/年	44件/年	50件/年	
3-2	一人一日当たりのごみ排出量	497.2g/人日	383.5g/人日	469.0g/人日	上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画（第5次改定版）より算出
	事業系ごみ（可燃）の年間ごみ排出量	4,735.63t	3,319.03t	4,698.00t	
	衣類回収の回収量	51.89t/年	56.50t/年	62.00t/年	
3-3	資源化率 （資源処理量/可燃・不燃・資源の総処理量）	17.60%	13.46%	24.80%	上伊那広域連合一般廃棄物処理基本計画（第5次改定版）より算出
	資源物の混入率	2.50%	33.07%	1.00%	
	お出かけ講座の受講者数	600人/年	352/年	1,000人/年	
3-4	不法投棄の回収量	88.91t	7t	45.00t	
3-5	伊那中央清掃センターの跡地利用計画	未策定	一部整備開始	策定後、利用開始	
	鳩吹クリーンセンター・最終処分場の跡地利用計画	未策定	一部利用開始 一部策定中	策定後、利用開始	
4-1	子どもエコツアーの実施	86.70%	100.00%	100.00%	
	自然エネルギーツアーの実施	0回/年	1回/年	1回/年	
	エコミーティングプログラムの実施	未実施	未実施	実施	
4-2	河川清掃の実施（天竜川・三峰川）	1回/年	1回/年	2回/年	【個別目標】 1-2
	河川清掃の実施（小河川・農業用水路）	2回/年	2回/年	2回/年	【個別目標】 1-2
	山岳観光者等の携帯トイレの携行率	—	未把握	50%	【個別目標】 1-3
	外来生物の駆除参加者数	75名/年	105名/年	100名/年	【個別目標】 1-5
	COOL CHOICEの賛同者数	2,110人	2,120人	5,000人	【個別目標】 2-2

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境保全施策等（第7条—第30条）
- 第3章 伊那市環境審議会（第31条—第35条）
- 第4章 環境の保全のための日常活動、生活規範等（第36条—第42条）
- 第5章 雑則（第43条・第44条）
- 第6章 罰則（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策（以下「環境保全施策等」という。）の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生じる相当範囲にわたる水質の汚濁、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。
- (3) 水資源 生活用水、農業用水又は工業用水の資源として使用する地下水、表流水、伏流水及び湧水等をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、この環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、すべての者の公平な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに着目し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境保全施策を科学的知見に基づいて策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 環境保全施策の効果的な実施を図るため、市は、市民及び事業者並びにこれらの者をもつて構成する民間団体（以下「民間団体」という。）の自主的かつ積極的な活動の支援に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、近隣の市町村と連携することにより、環境の保全に寄与するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民(一時滞在者、旅行者等を含む。以下同じ。)は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、この条例において定める環境保全施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる汚水等の適正な処理その他の公害防止の措置を講じ、及び自然環境を保全するために必要な措置を講ずるとともに、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにしなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄される段階において、環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源又は環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、この条例において定める環境保全施策に協力する責務を有する。

第2章 環境保全施策等

(施策の基本指針)

第7条 市は、環境保全施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本指針とし、環境の保全に関する各種施策相互の有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全で安心して居住できる生活環境を維持すること。

(2) 環境の自然的構成要素である水、大気、土壌等を良好な状態に保持するとともに、資源を大切にし、その有効利用等を促すことにより、環境への負荷を低減させること。

(3) 生物の多様性の確保、希少野生生物の保護及び森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全し、潤いと安らぎのある自然と人との共生を確保すること。

(4) 自然環境と一体となっている美しい景観や地域の歴史、文化の特性等を生かし、快適な生活環境を創ること。

(5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化等の地球環境問題及びその他の環境問題に対する市民等の自主的な学習等を啓発し、環境保全施策への市民の積極的な参加と実践活動を促すこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する市の基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 環境への配慮指針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるときは、伊那市環境審議会の意見を聴かなければならない。
この場合において、環境基本計画を決定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(公害防止計画)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地域において、実施されるべき公害の防止に関する施策（以下「公害防止施策」という。）の基本方針を示すとともに、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）を策定し、関係者に必要な協力を求めるものとする。

(1) 現に公害が著しく、かつ、公害防止施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

(2) 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害防止施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 前項の公害防止計画は、環境基本計画に基づいて策定するものとする。

(環境影響評価の推進等)

第10条 市は、事業を行う者が、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行うこと（以下「環境影響評価」という。）及びその結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 法令等の規定に基づいて行われる環境影響評価を除き、市長は、前項の措置に関し、事業を行う者が環境影響評価を行わなければならない事業等について、規則で定める。

3 前項に規定する事業を行う者は、環境影響評価の結果について、規則で定めるところにより、その事業の実施前に市長に届け出なければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境保全施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、これを規制する基準を定め、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、国及び県の講ずる規制措置を市民及び事業者が遵守することに関し、必要な指導に努めるものとする。

3 第1項の規制の措置の基準（以下「規制基準」という。）は、規則で定める。

(特定施設の設置等の届出の義務)

第13条 公害を発生させるおそれのある物質を排出する施設のうち、規則で定めるもの及び市長が特に指定するもの（以下「特定施設」という。）を設置しようとする者は、法令等に基づき届け出る場合を除き、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。特定施設の届出事項を変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(水資源採取施設設置の許可申請等)

第13条の2 水資源を採取するための施設(以下「水資源採取施設」という。)を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受け、又は市長に届出をしなければならない。

(特定施設の設置の制限等)

第14条 第13条の特定施設に係る届出をした者は、その届け出た日から、規則において定める期間を経過した後でなければ、当該施設の設置又は変更のための工事に着手してはならない。

2 市長は、第13条の届出事項の内容が、規制基準に適合していると認めるときは、前項の規定による規則において定める期間について、これを短縮することができる。

3 特定施設を設置し、又は変更しようとする者は、当該施設の設置又は変更の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(指示及び助言)

第15条 市長は、第13条の届出事項の内容が、規制基準に適合しないと認めるとき又は既に設置されている特定施設及び規則で定める特定施設以外のもの(以下「特定施設等」という。)のうち、当該施設が規制基準に適合しないと認めるときは、規則で定める期間内に、当該届出者又は当該設置者に対して、当該施設の構造及び施設の使用又は管理の方法等について、環境の保全上の支障の除去又は防止に必要な事項を指示又は助言することができる。

2 市長は、水資源を採取しようとする者(以下「水資源採取者」という。)が水資源採取施設から採取したことにより、周辺の水資源採取施設の水位の低下等を引き起こしたと認めるときは、当該水資源採取者及び周辺の水資源採取者に対して、採取量を減少させ、又は採取を中止し、その原因を究明することについて指示又は助言することができる。

(改善勧告)

第16条 市長は、前条の規定による指示に従わない特定施設等設置者又は水資源採取者に対して、期間を定めて改善の措置を講ずるよう勧告(以下「改善勧告」という。)することができる。

(改善命令及び氏名等の公表)

第17条 市長は、改善勧告を受けた者が、当該期間内に、当該改善の措置を実施しないときは、期限を定めて、前条の改善の措置を講ずるよう命じる(以下「改善命令」という。)ことができる。

2 市長は、改善命令を受けた者が、正当な理由なくしてその改善命令に従わないときは、当該改善命令に従わない内容、その者の氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

(改善措置の実施に関する届出の義務等)

第18条 改善勧告又は改善命令を受けた者が、当該勧告又は当該命令に基づき当該改善の措置を実施したときは、規則で定める期間内に、市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けた者は、当該検査に係る改善の措置が有効に保持されるよう施設の管理に努めなければならない。

(一時停止命令等)

第19条 市長は、改善命令を受けた者が当該命令に従わないときは、環境の保全上の支障の除去又は防止に必要な限度において、当該特定施設等の設置者又は水資源採取者に対して、施設の操業又は水資源の採取の一時停止を命じることができる。

2 市長は、第17条第1項及び前項の規定による命令を行うときは、伊那市環境審議会の意見を聴くものとする。

(施設整備等に関する援助)

第20条 市は、事業活動等に伴って生じる環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の措置を事業者が講ずることを助長することにより環境に対する保全上の支障を除去し、又は防止するため、当該事業者に対して、国県等の資金融資制度のあっせんその他の必要な援助に努めるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第21条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者に対して、廃棄物の減量、適正処理及び再資源化等を推進し、並びに環境への負荷の低減に資する原材料、製品又は再生品の使用及びエネルギーの有効利用が促されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第22条 市は、環境の保全に関する教育及び環境学習を推進するほか、市民及び事業者並びに民間団体が環境の保全について自ら進んで理解を深め、及びこれらの者による環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民及び事業者並びに民間団体が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第24条 市は、第22条に規定する環境教育及び環境学習の推進等並びに前条に規定する民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、適切に情報を提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第25条 市は、環境保全施策を策定し、実施し、及び推進するため、環境状況の把握、環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境保全施策に必要な調査を定期的実施するほか、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第26条 市は、環境保全施策を適切に実施し、推進するため、必要な監視、巡視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(公害紛争の処理等)

第27条 市は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置の申立てがあったときは、状況を調査し、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全に関する施策)

第28条 市は、国及び県の講ずる地球環境の保全に関する施策を推進するとともに、他の関係機関等と協力して地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告書等の作成)

第29条 市は、第8条に規定する環境基本計画に基づく施策その他の環境保全施策について、適切に実施し推進するため、毎年、それぞれの分野における環境状況等を集録した年次報告書等を作成するものとする。

(施策推進機関の整備等)

第30条 市は、各種の環境保全施策について、相互に有機的な連携を図り、かかる施策を総合的かつ体系的に推進するため、これを企画し、調整し、推進する機関の整備及び環境の保全に関する専門的な知識を有する指導者の養成並びに環境の保全に資する手法の開発その他の活動基盤の整備等に関し、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 伊那市環境審議会

(環境審議会)

第31条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、伊那市環境審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例において審議会の意見を聴くこととされているもののほか、環境の保全に関する事項及び廃棄物の減量等に関する事項について市長に意見を具申することができる。

(審議会の組織)

第32条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(委員の任期)

第33条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第34条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第35条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 環境の保全のための日常活動、生活規範等

(環境の保全活動の推進等)

第36条 何人も、環境を保全するため、すすんで市を美しくする市民活動を実施し、推進するとともに、自然環境の維持及び保護に努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止等)

第37条 何人も、公共の場所において、空き缶、たばこの吸い殻、紙くず等のポイ捨て又は放置をしてはならない。

2 容器に収納した飲料を自動販売機により販売しようとする者は、規則で定めるところにより飲料容器の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

3 何人も、灰皿等のたばこの吸い殻を収納する容器が設置されている場所での喫煙に努めなければならない。ただし、吸い殻入れその他たばこの吸い殻を収納する容器を携帯しているときは、この限りでない。

(飼い犬等のふんの放置等の禁止)

第37条の2 何人も、公共の場所において、飼い犬又は飼い猫（以下「飼い犬等」という。）のふんを放置することなく、適正な処理をしなければならない。

2 何人も、公共の場所において、みだりに飼い犬等を遺棄してはならない。

(雑排水等の処理)

第38条 生活排水を排出しようとする者のうち、公共下水道又は農業集落排水処理施設等による集合処理をしていない者は、合併浄化槽を設置し、排水を処理するように努めなければならない。

2 合併処理浄化槽の所有者又は占有者は、その機能が良好な状態で保持できるように維持管理をしなければならない。

(土壌汚染の防止)

第39条 何人も、土壌汚染を防止するため、汚染原因となる物質を埋め立てたり、投棄してはならない。

(騒音の防止)

第40条 何人も、近隣の静穏を害するような騒音を発生させないよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により近隣の静穏を害する騒音を発生させるおそれがあるときは、施設の位置、構造及び作業の方法等について、必要な措置を講じなければならない。

(水資源採取の制限)

第41条 何人も、水資源は生活に欠くことのできない地域共有の財産という認識に立ち、将来にわたり豊かな水資源の恵みが受け継がれるよう努めなければならない。

2 市長は、水資源の枯渇と地盤沈下等の防止を図り、水資源の合理的な利用を図るため、開発等の基準を定めることができる。

3 市長は、公共水道の水源確保と水質汚濁防止等のため、水資源の保全が特に必要な場合は、水資源保全地域を指定することができる。

(土地建物等の管理)

第42条 何人も、環境を保全するため、占有し、若しくは管理する土地又は建物等の管理に関し、周辺の環境に悪影響を及ぼすことのないよう清潔に保ち、及び危害の防止に努めなければならない。

第5章 雑則

(環境の保全措置等に関する報告及び立入検査)

第43条 市長は、環境の保全上の支障を除去し、又は環境への負荷の低減を図り、並びに環境を保全するため、この条例の施行上必要な限度において、特定施設等設置者及び水資源採取者に対して、環境の保全に関する措置の状況その他必要な報告を求め、又は関係職員をして当該施設に係る事業所その他の場所へ立ち入り、必要な書類等を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による改善命令に違反した者
- (2) 第19条第1項の規定による一時停止命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条又は第13条の2の規定に違反して届出若しくは許可申請をせず、又は虚偽の届出若しくは許可申請をした者
- (2) 第18条第1項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条に規定する罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の伊那市環境条例(平成9年伊那市条例第11号)、高遠町いきいき環境保全条例(平成9年高遠町条例第20号)又は長谷村自然環境保全条例(平成10年長谷村条例第14号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行の際現に井戸を設置し、又は設置するためにこれに着手している者は、施行日から60日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

附 則（平成23年6月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした改正前の伊那市環境保全条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊那市環境保全条例第41条第3項の規定によりなされた許可又は許可の申請は、この条例による改正後の伊那市環境保全条例第13条の2の規定によりなされた許可又は許可の申請とみなす。

○伊那市環境保全条例施行規則

平成18年3月31日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那市環境保全条例（平成18年伊那市条例第63号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規制基準)

第2条 条例第12条第3項の規則で定める規制基準は、別表のとおりとする。

(特定施設の設置等の届出)

第3条 条例第13条の規則で定める特定施設は、前条の規制基準により規制の対象となる施設（別表中2に掲げるものを除く。）をいい、その届出は、特定施設設置（変更・廃止）届出書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の届出には、当該施設の配置図及びその他汚水等の処理などに関する公害防止及び環境の保全上の支障を防止する方法を明らかにすることのできる書類を添付しなければならない。

(特定施設の設置の制限等)

第4条 条例第14条第1項の規則で定める期間は、30日間とする。

2 条例第14条第3項の規定による届出は、工事を完了した日から起算して7日以内に、特定施設設置（変更）工事完了届出書（様式第2号）により行うものとする。

(指示及び助言)

第5条 条例第15条第1項の規則で定める期間は、30日間とし、同条の規定による指示は、環境保全措置指示書（様式第3号）により行うものとする。

(改善勧告)

第6条 条例第16条に規定する期間は、市長が必要と認める期間とし、同条の規定による勧告は、環境保全措置勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(改善命令)

第7条 条例第17条第1項に規定する期限は、市長が必要と認める期限までとし、同項の規定による命令は、環境保全措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

(改善措置の実施に関する届出)

第8条 条例第18条第1項の規則で定める期間は、当該改善の措置を実施した日から起算して7日間とし、同項の規定による届出は、環境保全措置完了届出書（様式第6号）により行うものとする。

(一時停止命令)

第9条 条例第19条第1項の規定による命令は、一時停止命令書（様式第7号）により行うものとする。

(回収容器)

第10条 条例第37条に規定する回収容器の設置は、飲料用自動販売機からおおむね1メートル以内の適当な場所に行うものとする。

(水資源採取の許可申請)

第11条 条例第13条の2の規定により、水資源を採取しようとする者（以下「水資源採取者」という。）で次の各号のいずれかに該当する場合は、水資源採取許可申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、国及び県の機関が本文の規定に該当する行為をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が同一敷地内に2以上あるときはその断面積の合計。以下この規則において同じ。）が5平方センチメートル以上のものを用いて水資源を採取するために掘削する者
- (2) 横井戸を掘削する者
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）及び関係法令の適用を受けない河川等の表流水又は伏流水を採取しようとする者

2 水資源採取許可申請書には、次の事項を記載し、条例第13条の2に規定する水資源採取施設（以下「水資源採取施設」という。）の位置場所を示す図面その他市長が定める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 水資源の用途
- (3) 水資源採取施設の設置場所（採取場所）
- (4) 水資源採取施設のストレーナーの位置、揚水機の種類及び吐出口の断面積
- (5) 揚水量（採取量）

3 第1項ただし書の場合においては、当該国及び県の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

4 第1項ただし書の規定にかかわらず、国及び県の機関が条例第41条第3項の水資源保全地域へ水資源採取施設を設置しようとするときは、第1項本文及び第2項の例による。

(水資源採取の許可基準)

第12条 市長は、前条に規定する許可申請があったときは、当該申請に係る水資源採取施設を次に掲げる条件に照らし許可するに相当と認めるときは、様式第9号により許可し、伊那市環境審議会に報告するものとする。

- (1) 水資源の合理的な利用に支障がないと認められるとき。
- (2) 水資源を申請の用途に供することが必要かつ適当と認めるとき。
- (3) 他の水をもって代えることが困難であると認めるとき。
- (4) 既設水資源採取施設（吐出口の断面積の合計が5平方センチメートル以上）及び水道施設

並びに農業用水施設との距離が200メートル以上離れているとき。

(5) 当該水資源採取施設の周辺の水資源採取施設（当該水資源採取施設から200メートルの範囲内にある水資源採取施設。以下この規則において同じ。）の設置者に周知が行われ、了承が得られているとき。

2 市長は、必要があると認めるときは、伊那市環境審議会の意見を聴くことができる。

3 第1項の規定による許可には、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 水資源の採取量を測定するための量水器等を設置すること。

(2) 水資源の採取量及び採取施設の水位を測定し、並びに水資源の水質を検査し、その結果を市長に報告すること。

(3) 水資源の採取を始めたことにより、当該水資源採取施設又は周辺の水資源採取施設に水位の低下、採取量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象を認められたときは、速やかに市長へ報告するとともに、採取量を減少させ、又は採取を中止し、その原因を究明すること。

(4) 周辺の水資源採取施設の水位の低下等が、当該設置許可を受けた水資源採取施設からの採取に起因していることが明らかになったときは、影響を与えた者に対し必要な処置を講ずること。

(5) 前各号に掲げるもののほか環境の保全に必要な事項
(水資源採取施設設置届出)

第13条 第11条第1項又は第4項の規定による許可を受けた者は、水資源採取施設が完成したときは、直ちに水資源採取施設設置完了届（様式第10号）により市長にその旨届け出なければならない。

2 第11条第1項又は第4項の規定による許可を要しない者で水資源採取施設を設置したものは、速やかに水資源採取施設設置届（様式第10号）により市長にその旨届け出なければならない。

(経過措置に伴う届出)

第14条 条例附則第4項の規定による届出は、第11条の規定を準用する。

(水資源採取変更の許可)

第15条 第11条第1項又は第4項の規定による許可を受けた者が、許可を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ水資源採取変更許可申請書（様式第11号）により市長の許可を受けなければならない。

2 水資源採取者で、吐出口の断面積を5平方センチメートル以上のものに変更しようとするときは、あらかじめ水資源採取変更許可申請書（様式第11号）により市長の許可を受けなければならない。

3 前2項の場合においては、第11条から第13条までの規定を準用する。

(廃止)

第16条 第11条第1項又は第4項の規定による許可を受けた者が、許可を受けた水資源採取施設を廃止したときは、直ちに原状に回復し、水資源採取施設廃止届（様式第12号）により市長にその旨届け出なければならない。

(身分証明書)

第17条 条例第43条第2項の規定による身分を証する証明書は、立入検査身分証明書（様式第13号）とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊那市環境条例施行規則（平成9年伊那市規則第19号）、高遠町いきいき環境保全条例施行規則（平成9年高遠町規則第17号）又は長谷村自然環境保全条例施行規則（平成10年長谷村規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年1月22日規則第1号）

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第8号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第16号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。ただし、第10条を削り、第10条の2を第10条とする改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第17号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日規則第23号）

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

1 特定施設に係る規制基準

(1) 水質汚濁防止に係る規制（管理）基準

業種、特定施設及び規模	規制（管理）基準
ア 石材、釣竿、宝石加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	pH（水素イオン濃度）5.8以上8.6以下 BOD（生物化学的酸素要求量）最大値は160mg

<p>(ア) 湿式研磨機</p>	<p>／1以下、日間平均値は120mg／1以下</p>
<p>(イ) 湿式引割機</p>	<p>SS（浮遊物質）最大値は200mg／1以下、日間</p>
<p>イ 弁当製造業、料理飲食店、仕出販売業 等で、次に掲げるもの</p>	<p>平均値は150mg／1以下 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂</p>
<p>(ア) 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が120m²未満の事業場に係るものを除く。）</p>	<p>類含有量は30mg／1以下、鉍物系油脂類含有量は5mg／1以下 廃油堆積場については、密閉式廃油回収器を設置し、雨水等による流出を防ぐとともに、油水の地下浸透を防止できる施設内で取り扱い、堆積すること。</p>
<p>(イ) 飲食店（ウ及びエに掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が140m²未満の事業場に係るものを除く。）</p>	<p>こと。</p>
<p>(ウ) そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（エに掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が210m²未満の事業場に係るものを除く。）</p>	
<p>(エ) 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が500m²未満の事業場に係るものを除く。）</p>	
<p>(オ) 調理仕出販売業及び生鮮魚介類販売業に設置される調理用洗浄施設</p>	
<p>ウ 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第4項に規定する地方卸売市場に設置される水産物に係る施設であって、次に掲げるもの（これらの総面積が200m²未満の事業場に係るものを除く。）</p>	
<p>(ア) 卸売場 (イ) 仲卸売場</p>	

エ	車両洗車施設(自家用の施設及び自動式洗車施設を除くすべてのもので、いわゆるコイン洗車場も含む。)
オ	廃油たい積場(自家用の施設を除くすべてのもの)
カ	塗装業の用に供する流水式塗装施設
キ	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が50以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの (ア) ちゅう房施設 (イ) 洗浄施設 (ウ) 入浴施設

測定方法

- 1 採水地点は、事業場の排水口とする。
- 2 測定方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定めるところによる。

備考

- 1 1日当たりの平均的な排出水の量が10m³未満の特定施設においても、この規制(管理)基準を適用する。ただし、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び公害の防止に関する条例(昭和48年長野県条例第11号)の規定により、その法令等の規制基準が適用となる特定施設は除く。
- 2 下水道等へ排水するものを除く。

(2) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	該当地域
A区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
C区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 該当地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項に規定する都市計画区域及び同法第8条第1項に規定する用途地域による。

(3) 騒音規制に係る規制(管理)基準

業種、特定施設及び規模	規制(管理)基準

ア 金属加工機のうち自動旋盤で、原動機の定格出力 2.25kW以上のもの	表1による。
イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に 規定する施設	

表 1

規制区域		規制基準		
区分	地域	昼間8時から18時ま で	朝6時から8時まで 及び18時から21時 まで	夜間21時から翌 日6時まで
第1種区域	第1種低層住居専用 地域 第2種低層住居専用 地域	50dB以下	45dB以下	45dB以下
第2種区域	第1種中高層住居専 用地域 第2種中高層住居専 用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60dB以下	50dB以下	50dB以下
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB以下	65dB以下	55dB以下
第4種区域	工業地域	70dB以下	70dB以下	65dB以下
その他の区 域	第1種区域から第4種 区域及び工業専用地 域を除く都市計画区 域	70dB以下	70dB以下	65dB以下

測定方法は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）において定めるところによる。

備考

- 1 区域の区分は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項に規定する都市計画区域及び同法第8条第1項に規定する用途地域による。

(4) 振動規制に係る規制（管理）基準

業種、特定施設及び規模	規制（管理）基準
振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第1項に規定する施設	表2による。

表 2

規制区域		規制基準	
区分	地域	昼間7時から19時まで	夜間19時から翌日7時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65dB以下	60dB以下
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB以下	65dB以下
その他の区域	第1種区域、第2種区域及び工業専用地域を除く都市計画区域	70dB以下	65dB以下

測定方法は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）において定めるところによる。

備考

- 1 区域の区分は、都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域及び同法第8条第1項に規定する用途地域による。

(5) 悪臭防止に係る規制（管理）基準

(規制地域)

区域の区分	該当地域
第1地域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第2地域	工業地域

備考 区域の区分は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項に規定する都市計画区域及び同法第8条第1項に規定する用途地域による。

(規制基準等)

法第4条第1項第1号に定める事業場から排出される悪臭物質の当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準は、次のとおりとする。

悪臭物質の名称	第1地域 (ppm)	第2地域 (ppm)
アンモニア	2	5
メチルメルカプタン	0.004	0.01
硫化水素	0.06	0.2
硫化メチル	0.05	0.2
トリメチルアミン	0.02	0.07
二硫化メチル	0.03	0.1
アセトアルデヒド	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケ	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2
スチレン	0.8	2
プロピオン酸	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.004	0.01

法第4条第2項第2号に定める事業場の排出口における悪臭物質に係る規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

法第4条第2項第3号に定める事業場の排水に含まれる悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準は、次のとおりとする。

排出量の流量区分 (m ³ /秒)	0.001以下	0.001超0.1以下	0.1超
---------------------------------	---------	-------------	------

悪臭物質の名称	第1地域 (mg/l)	第2地域 (mg/l)	第1地域 (mg/l)	第2地域 (mg/l)	第1地域 (mg/l)	第2地域 (mg/l)
メチルメルカプタン	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫化水素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫化メチル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3

(悪臭に係る特定施設)

業種、特定施設及び規模	規制(管理)基準
ア 牛の飼養又は収容施設で10頭以上(生後6箇月未満を除く。)を有するもの	床は不浸透性材料で作られ、ふん尿を分離できる構造であること。
イ 豚の飼養又は収容施設で10頭以上(生後2箇月未満を除く。)を有するもの	汚水処理施設として汚物だめ及び汚水だめを有すること。
ウ 鶏の飼養又は収容施設で100羽以上(30日未満のひなを除く。)を有するもの	汚物だめ及び汚水だめは不浸透性材料で作られ、密閉するふたが設けられていること。 きゅう肥舎を有するとともに、密閉装置がとられていること。 防臭防虫剤を撒布して悪臭や衛生害虫の発生を防止すること。 ふん等の乾燥の際は、悪臭が発生しないように特に留意すること。 ふん尿汚物の土壌還元は、衛生害虫の発生及び悪臭の発散がないように覆土して行うこと。

2 特定施設以外のものに係る規制基準

(1) 騒音規制に係る規制(管理)基準

業種、施設、作業及び規模	規制(管理)基準
ア 鳥獣威嚇の用に供する爆音機	用途地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域においては、午後7時から翌朝の午前7時まで使用してはならない。その他の都市計画区域内地域においては、午後7時から翌朝の午前5時まで使用してはならない。 文教、福祉、病院施設及び住宅からおおむね100メートル以内では、使用してはならない。

イ 都市計画区域内において行う騒音規制法第2条第3項に規定する特定建設作業	85dB以下その他の規制（管理）基準については、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）において定めるところによる。なお、都市計画区域のうち、用途地域以外の地域は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第2号に掲げる区域とする。
---------------------------------------	---

測定方法は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定めるところによる。

備考

- 1 騒音規制法第3条第1項に規定する指定地域内における特定建設作業を除く。
- 2 都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域及び同法第8条第1項に規定する用途地域による。

(2) 振動規制に係る規制（管理）基準

業種、施設、作業及び規模	規制（管理）基準
都市計画区域内において行う振動規制法第2条第3項に規定する特定建設作業	75dB以下。その他の規制（管理）基準については、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）第11条において定めるところによる。なお、都市計画区域のうち、用途地域以外の地域は、同府令別表第1第2号に掲げる区域とする。

測定方法は、振動規制法施行規則第11条において定めるところによる。

備考

- 1 振動規制法第3条第1項に規定する指定地域内における特定建設作業を除く。
- 2 都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域及び同法第8条第1項に規定する用途地域による。

[注] 様式第1号から第13号は、紙面の都合上、未掲載とする。



第2次 伊那市環境基本計画
兼 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）
－中間見直し版－

令和7年3月

発行: 伊那市
編集: 伊那市市民生活部生活環境課